

平成29年度版

青森県の男女共同参画の現状と施策

～ 男女が わかち合い ささえ合う 青森県 ～

青 森 県

目 次

第1部 青森県における男女共同参画の現状

I 男女がともに活躍できる環境づくりに関する現状

1 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 県議会・市町村議会の女性議員の状況	2
(2) 審議会等における女性の登用状況	3
(3) 県における女性管理職の登用状況	4
(4) 管理的職業従事者に占める女性の割合	4

2 女性の人財育成と能力開発（エンパワーメント）の状況

(1) 高等学校卒業者の進学状況	5
(2) 大学・短期大学等への進学率	5
(3) 進学者の学部学科別比率	6
(4) 女性の人財育成講座（ウィメンズアカデミー）の開催状況	6

3 仕事と生活の調和や雇用等に関する状況

(1) 本県における労働力人口	7
(2) 本県における男女別・年齢階級別労働力率	7
(3) 女性就業者数の推移	9
(4) 男女別所定内給与額	10
(5) 女性のパートタイム労働者の就業状況	10
(6) 年間総労働時間	11
(7) 男女別育児休業制度の利用状況	11
(8) 男性の家事・育児参画状況	12
(9) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	12

4 農林水産業等における状況

(1) 家族経営協定締結農家数	13
(2) 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況	13
(3) 農山漁村女性の起業等の状況	14
(4) 漁業における女性就業者数	14
(5) 農業、商工分野における女性役員等の状況	15

II 安心して暮らせる社会づくりに関する現状

1 地域社会における状況

(1) 消防団員に占める女性団員の割合	16
(2) 自治会長に占める女性の割合	16

2	女性に対する暴力の状況	
(1)	配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	17
(2)	警察におけるDV相談取扱状況	17
Ⅲ	男女共同参画社会の基盤づくりに関する現状	
	男女共同参画に関する意識	18
	<資料> 青森県の人口	19
第2部	青森県における男女共同参画の施策	
1	県の推進体制	24
2	第4次あおり男女共同参画プラン21	26
3	男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業	30
第3部	資料編	
1	市町村における男女共同参画の状況	
(1)	男女共同参画に関する条例の制定状況	64
(2)	男女共同参画基本計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況	64
(3)	市町村議会議員の状況	66
(4)	庁内推進体制整備状況	67
(5)	諮問機関設置状況	67
(6)	男女共同参画・女性のための総合的な施設	67
(7)	市町村男女共同参画行政担当窓口	68
2	参考資料	
(1)	青森県男女共同参画推進条例	70
(2)	青森県男女共同参画推進本部設置要綱	72
(3)	青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例	75
(4)	青森県附属機関に関する条例(抜粋)	78
(5)	青森県男女共同参画審議会委員名簿	80
(6)	男女共同参画の推進に関する年表	81

第 1 部

青森県における男女共同参画の現状

I 男女がともに活躍できる環境づくりに関する現状

1 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 県議会・市町村議会の女性議員の状況

平成 28 年 12 月 31 日現在の県議会議員総数 46 人（定数 48 人）のうち女性は 3 人で、女性の割合は 6.5%となっている。

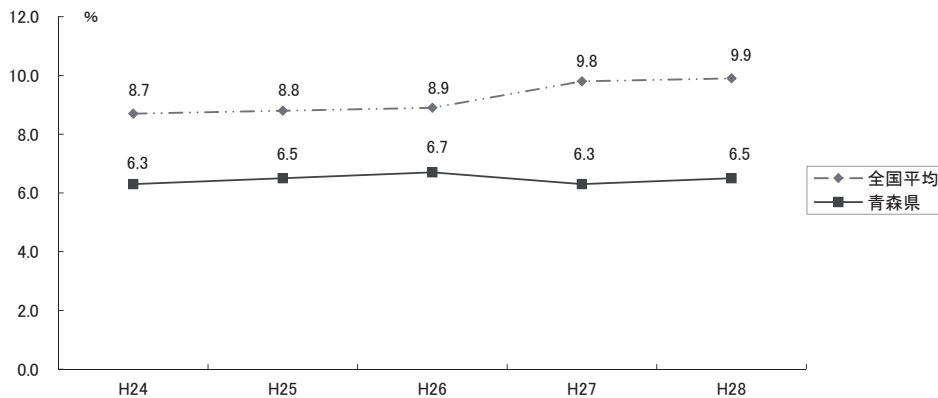
また、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」によると、市町村議員総数は 596 人で、女性は 38 人（6.4%）、男性は 558 人（93.6%）となっている。

内訳は、市議会議員は 241 人で、女性が 28 人（11.6%）、男性が 213 人（88.4%）、町村議会議員は 355 人で、女性が 10 人（2.8%）、男性が 345 人（97.2%）となっている。

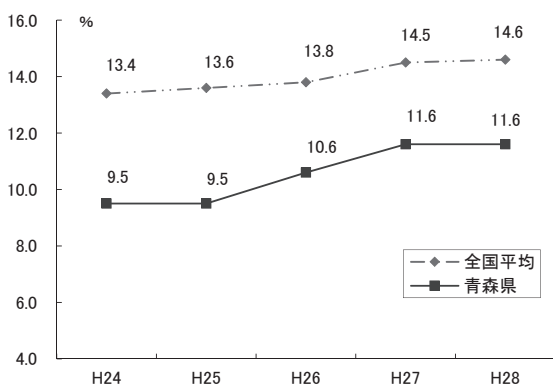
最近の県議会議員一般選挙における議員数（各年 12 月 31 日現在）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
総議員数	48 人	46 人	45 人	48 人	46 人
うち女性議員数	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
女性比率	6.3%	6.5%	6.7%	6.3%	6.5%

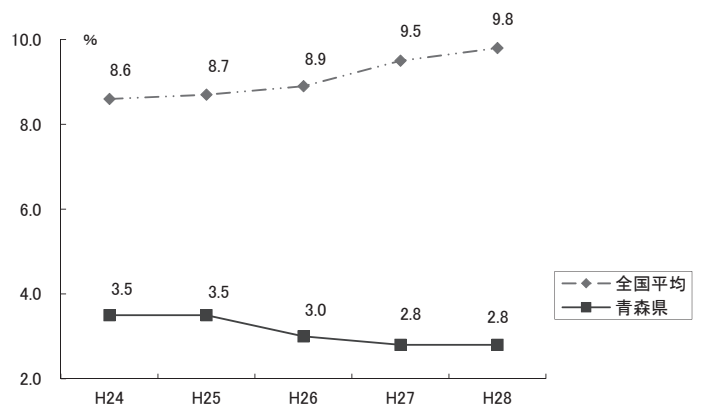
県議会における女性議員の割合



市議会における女性議員の割合



町村議会における女性議員の割合



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

(2) 審議会等における女性の登用状況

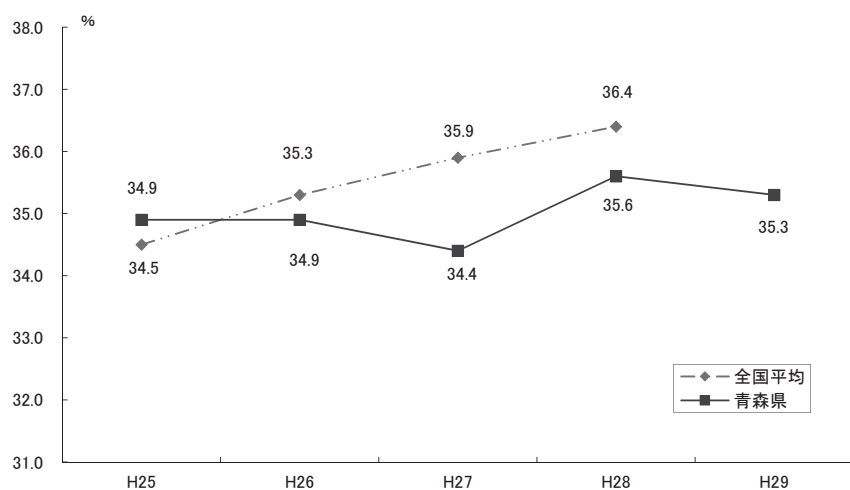
平成 29 年 4 月 1 日現在、県が設置する審議会等数は 78 で、うち 70 審議会等で女性委員を登用しており、その割合は 89.7%である。また、女性委員数は、前年より増加したが委員総数も増加したことから、女性委員の登用率は前年比 0.3 ポイント減の 35.3% (委員総数 1,006 人中、女性 355 人) となっている。

県の各種審議会等への登用状況 (各年 4 月 1 日現在)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
機関数	72	72	75	76	78
うち女性を含む審議会数 (割合)	68 (94.4%)	68 (94.4%)	68 (90.7%)	70 (92.1%)	70 (89.7%)
委員数	965 人	975 人	954 人	952 人	1,006 人
うち女性委員数 (割合)	337 人 (34.9%)	340 人 (34.9%)	328 人 (34.4%)	339 人 (35.6%)	355 人 (35.3%)

資料：青少年・男女共同参画課

県の審議会等における女性委員の割合【成果目標 (平成 33 年度末) 40%以上】



資料：青少年・男女共同参画課

※「全国平均」は政令指定都市を除く。

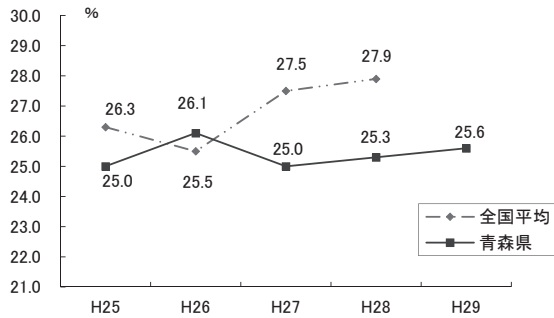
(平成 29 年の全国平均は平成 30 年に公表予定)

市の審議会等 (一部事務組合を含む) については、平成 29 年 4 月 1 日現在、総数 358 で、うち 303 審議会等で女性委員を登用しており、その割合は 84.6%である。また、女性委員の登用率は前年比 0.3 ポイント増の 25.6% (委員総数 4,733 人中、女性 1,213 人) となっている。

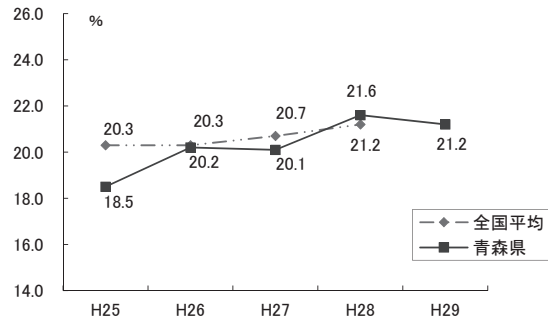
町村の審議会等 (一部事務組合を含む) については、平成 29 年 4 月 1 日現在、総数 411 で、うち 304 審議会等で女性委員を登用しており、その割合は 74.0%である。また、女性委員の登用率は前年と同じ 21.2% (委員総数 4,396 人中、女性 933 人) となっている。

なお、市町村審議会等全体でみると、女性委員が登用されている審議会等の割合は、78.9% (審議会等総数 769 中、607 審議会等)、女性委員の登用率は 23.5% (委員総数 9,129 人中、女性 2,146 人) となっている。

市の審議会等における女性委員の割合



町村の審議会等における女性委員の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(平成 29 年の全国平均は平成 30 年に公表予定)

(3) 県における女性管理職の登用状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の女性管理職の登用状況については、管理職（知事部局、病院局、教育庁、警察を含み、本庁及び出先機関の課長相当職以上に就く者）の総数は 701 人で、うち女性は 52 人（7.4%）となっている。

女性管理職の登用状況（各年 4 月 1 日現在）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
管理職 職員数	704 人	723 人	707 人	714 人	701 人
うち女性職員数	48 人	45 人	49 人	49 人	52 人
女性比率	6.8%	6.2%	6.9%	6.9%	7.4%
(参考) 全国	6.8%	7.2%	7.7%	8.5%	—

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(平成 29 年の全国平均は平成 30 年に公表予定)

(4) 管理的職業従事者に占める女性の割合

平成 24 年就業構造基本調査によると、管理的職業従事者に占める女性の割合は 20.3%で、全国と比べると高くなっている。

管理的職業従事者に占める女性の割合

	総数	うち女性	女性比率
青森県	12,800人	2,600人	20.3%
全 国	1,427,100人	191,800人	13.4%

資料：総務省「平成 24 年就業構造基本調査」を基に作成

※「管理的職業従事」とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の充実・作業の監督・統制等、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものを指す。公務員も含まれる。

2 女性の人財育成と能力開発（エンパワーメント）の状況

(1) 高等学校卒業者の進学状況

平成 28 年度（平成 29 年 3 月）高等学校（全日制・定時制課程）卒業者の進学状況を学校種類別にみると、大学（学部）への進学者数は 4,581 人で、うち女子は 2,206 人となり、48.2%を占めている。また、短期大学（本科）への進学者数は 672 人で、うち女子は 599 人となり、89.1%を占め、短期大学については女子の進学者が圧倒的に多くなっている。

高等学校卒業者の進学状況（平成 29 年 5 月 1 日現在）

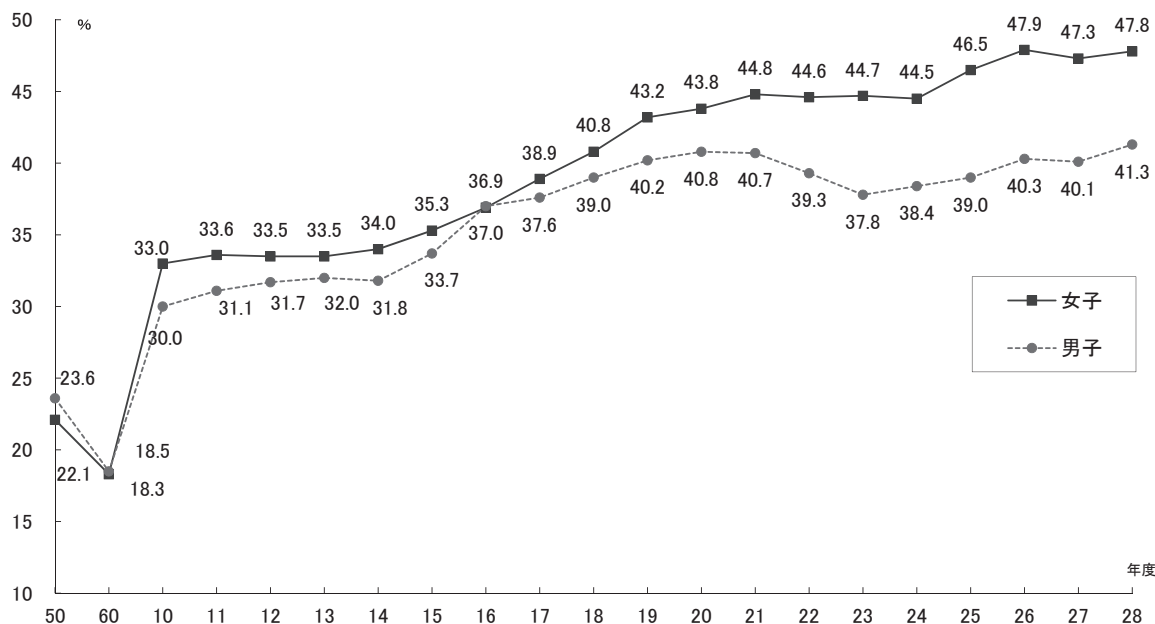
	平成 29 年 3 月 高等学校 卒業生数	進学者数		左の学校種類別進学者数					
				大学（学部）		短期大学（本科）		その他	
		進学者数	進学率	割合	割合	割合	割合		
女子	6,041 人	2,888 人	(53.6%) 47.8%	2,206 人	(48.2%) 36.5%	599 人	(89.1%) 9.9%	83 人	(61.0%) 1.4%
男子	6,053 人	2,501 人	(46.4%) 41.3%	2,375 人	(51.8%) 39.2%	73 人	(10.9%) 1.2%	53 人	(39.0%) 0.9%
計	12,094 人	5,389 人	(100%) 44.6%	4,581 人	(100%) 37.9%	672 人	(100%) 5.6%	136 人	(100%) 1.1%

資料：教育政策課「平成 28 年度高等学校等卒業者の進路状況」を基に作成

〔進学率の上段は進学者数の合計に対して、下段は男女別の卒業生数に対する比率である。学校種類別進学者数の割合の上段は進学先ごとの合計に対して、下段は男女別の卒業生数に対する比率である。〕

(2) 大学・短期大学等への進学率

平成 28 年度（平成 29 年 3 月）高等学校（全日制・定時制課程）卒業者の大学・短期大学等への女子の進学率は 47.8%となり、前年より 0.5 ポイント上昇している。



資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を基に作成

(3) 進学者の学部学科別比率

学部学科別にみた女子の進学者の比率は、大学(学部)では保健(28.3%)が最も多く、次いで社会科学(23.6%)、人文科学(15.7%)の順になっている。短期大学(本科)では教育(38.6%)が最も多く、次いで家政(28.9%)、人文科学(8.8%)の順になっている。

進学者の学部学科別比率 (平成29年5月1日現在)

大学(学部)				短期大学(本科)			
女子		男子		女子		男子	
保健	28.3%	社会科学	37.7%	教育	38.6%	保健	39.7%
社会科学	23.6%	工学	27.2%	家政	28.9%	教育	23.3%
人文科学	15.7%	保健	9.8%	人文科学	8.8%	家政	13.7%
教育	9.5%	人文科学	7.4%	社会科学	7.7%	社会科学	11.0%
工学	6.8%	教育	6.9%	保健	3.2%	人文科学	6.8%
家政	5.8%	理学	4.7%	芸術	0.8%	芸術	1.4%
農学	4.1%	農学	3.3%	工学	0.2%	その他	4.1%
芸術	2.5%	芸術	0.9%	その他	11.9%		
理学	2.0%	家政	0.1%				
その他	1.8%	その他	1.9%				

資料：教育政策課「平成28年度高等学校等卒業者の進路状況」を基に作成

(4) 女性の人財育成講座(ウィメンズアカデミー)の開催状況

青森県男女共同参画センターでは、政策・方針決定の場に参画できる女性人財を育成することを目的に、あおもりウィメンズアカデミーを開講している。

平成28年度は、県内3か所(青森市、平川市、六ヶ所村)で開催し、受講生37人が修了した。

あおもりウィメンズアカデミー修了者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
修了者数	16人	24人	24人	22人	37人

資料：青森県男女共同参画センター

3 仕事と生活の調和や雇用等に関する状況

(1) 本県における労働力人口

本県の労働力人口（15歳以上人口のうち就業者数と完全失業者数の合計）は男女ともに年々減少しており、平成27年の女性労働力人口は299,214人で、平成22年と比べ10,186人減少した。労働力人口の男女別構成比では、女性の占める割合が年々増加しており、平成27年は女性が45.3%で、平成22年と比べ1.3ポイント増加している。

(2) 本県における男女別・年齢階級別労働力率

労働力率（就業者数と完全失業者数を合わせた「労働力人口」が、15歳以上の人口に占める割合）は、平成27年は女性49.5%、男性69.5%となっており、平成22年と比べると、男性の労働力率が2.2ポイント減少しているのに対し、女性の労働力率は0.7ポイント増加している。

15歳以上人口・労働力人口・非労働力人口

	年次	15歳以上人口	内訳		労働力率	労働力人口の 男女別構成比
			労働力人口	非労働力人口		
総数	平成17年	1,237,418人	748,122人	475,552人	61.1%	—
	平成22年	1,196,355人	702,668人	479,058人	59.5%	—
	平成27年	1,148,807人	661,082人	464,278人	58.7%	—
女性	平成17年	659,938人	326,517人	327,845人	49.9%	43.6%
	平成22年	640,831人	309,400人	323,984人	48.8%	44.0%
	平成27年	616,174人	299,214人	305,432人	49.5%	45.3%
男性	平成17年	577,480人	421,605人	147,707人	74.1%	56.4%
	平成22年	555,524人	393,268人	155,074人	71.7%	56.0%
	平成27年	532,633人	361,868人	158,846人	69.5%	54.7%

※「労働力人口」と「非労働力人口」の計が「15歳以上人口」と一致しないのは不詳分があるため。

資料：総務省「国勢調査」

女性労働力人口を年齢階級別にみると、平成 27 年は平成 22 年に比べ 40～44 歳と 60 歳以上で増加しているが、その他の年齢階級では総じて減少している。

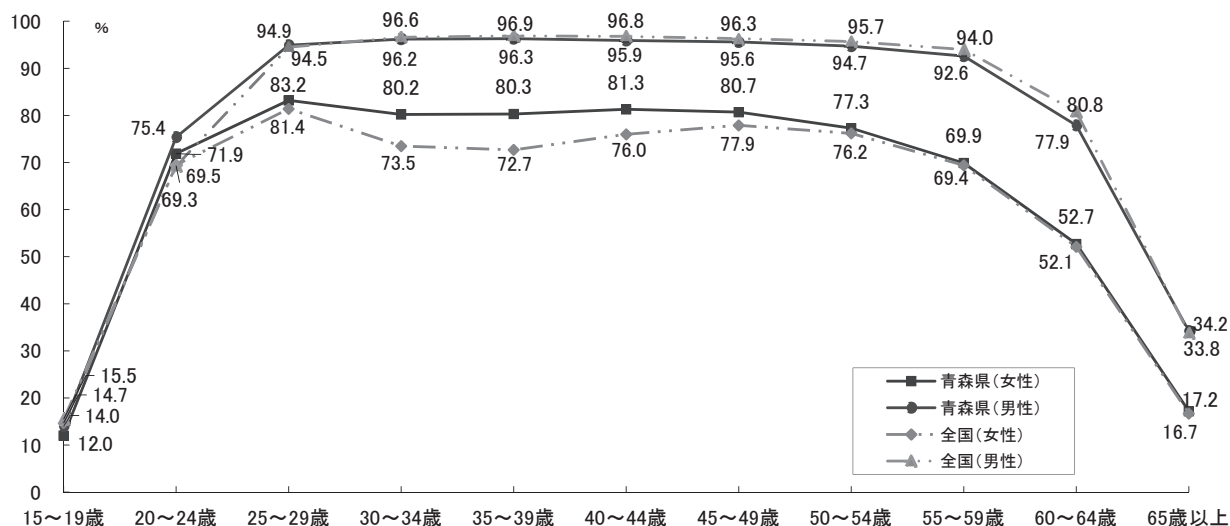
女性の年齢階級別労働力人口

	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	労働力人口	割合	労働力人口	割合	労働力人口	割合
総数	326,517 人	100%	309,400 人	100%	299,214 人	100%
15～19 歳	5,840 人	1.8%	4,278 人	1.4%	3,456 人	1.2%
20～24 歳	25,850 人	7.9%	20,056 人	6.5%	16,893 人	5.6%
25～29 歳	30,387 人	9.3%	25,581 人	8.3%	21,060 人	7.0%
30～34 歳	31,906 人	9.8%	29,240 人	9.4%	25,181 人	8.4%
35～39 歳	31,272 人	9.6%	33,188 人	10.7%	29,682 人	9.9%
40～44 歳	34,524 人	10.6%	33,346 人	10.8%	34,701 人	11.6%
45～49 歳	37,252 人	11.4%	34,822 人	11.3%	33,715 人	11.3%
50～54 歳	40,092 人	12.3%	35,431 人	11.4%	33,713 人	11.3%
55～59 歳	37,403 人	11.4%	35,489 人	11.5%	32,950 人	11.0%
60～64 歳	20,934 人	6.4%	27,272 人	8.8%	28,497 人	9.5%
65 歳以上	31,057 人	9.5%	30,697 人	9.9%	39,366 人	13.2%

資料：総務省「国勢調査」

また、平成 27 年国勢調査によると、男女別・年齢階級別労働力率は、男性が 20 歳代後半から 50 歳代までを山とする台形を描くのに対し、女性は 30 歳代を谷とする M 字カーブを描いている。これは本県のみならず、日本の女性労働力率の特徴となっているが、本県の女性の労働力率は、20 歳以上の年代においては全国平均より高く、M 字カーブも緩やかである。

男女別・年齢階級別労働力率（平成27年）



資料：総務省「国勢調査」

(3) 女性就業者数の推移

平成 27 年国勢調査によると、本県の女性就業者は 286,578 人となっており、労働人口の減少に伴い就業者数も年々減少している。しかし、産業分野別で見ると、医療・福祉、卸売業・小売業、サービス業を中心とする第 3 次産業では、平成 22 年から平成 27 年にかけて女性就業者が増加しており、平成 27 年には女性就業者数全体の 73.2% を占めている。なお、平成 27 年の女性労働力人口から女性就業者数を除いた完全失業者数は 12,636 人となっている。

女性就業者数の推移

年度	就業者数			増加率		産業別割合		
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	17~22	22~27	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数	685,401 人	639,584 人	625,970 人	△6.7%	△2.1%	—	—	—
女性	304,052 人 (44.4%)	287,865 人 (45.0%)	286,578 人 (45.8%)	△5.3%	△0.4%	100%	100%	100%
第 1 次産業	43,348 人	34,969 人	32,587 人	△19.3%	△6.8%	14.3%	12.1%	11.4%
第 2 次産業	43,890 人	37,071 人	35,503 人	△15.5%	△4.2%	14.4%	12.9%	12.4%
第 3 次産業	214,158 人	208,445 人	209,731 人	△2.7%	0.6%	70.4%	72.4%	73.2%
分類不能	2,656 人	7,380 人	8,757 人	—	—	0.9%	2.6%	3.0%

資料：総務省「国勢調査」

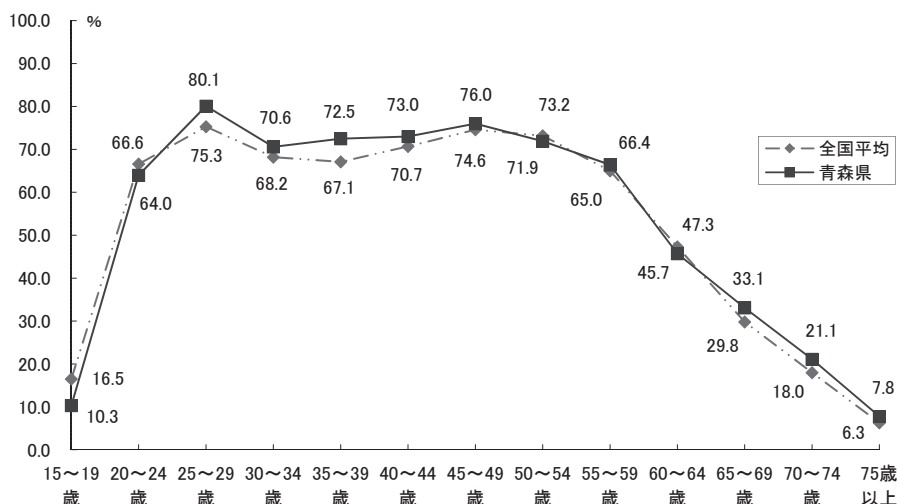
一方、平成 24 年就業構造基本調査によると、女性の無業者のうち就業を希望する者は 64,100 人で、就業希望者比率は 19%となっている。また、年齢階級別有業率は 25 歳～29 歳でピークの 80.1%となるが、30 歳～34 歳では 70.6%に低下している。

15 歳以上女性無業者総数と就業希望の有無

	①女性無業者総数		就業希望及び求職活動の有無					
	無業者比率	②就業希望者総数					非就業希望者数	
		就業希望者比率②/①	③求職者数	求職者比率③/①	非求職者数			
平成 24 年	337,400 人	53.2%	64,100 人	19.0%	26,700 人	7.9%	37,300 人	271,900 人
平成 19 年	340,400 人	52.1%	78,100 人	22.9%	33,800 人	9.9%	44,300 人	261,400 人

資料：総務省「就業構造基本調査」

女性の年齢階級別有業率（平成 24 年）



資料：内閣府男女共同参画局男女共同参画会議
基本問題・影響調査専門調査会
「地域経済の活性化に向けた女性の活躍促進について」
総務省「平成 24 年就業構造基本調査」

(4) 男女別所定内給与額

平成 28 年賃金構造基本統計調査によると、本県の女性の所定内給与額の平均は 196,700 円となっており、男性の所定内給与額の 73.8%となっている。

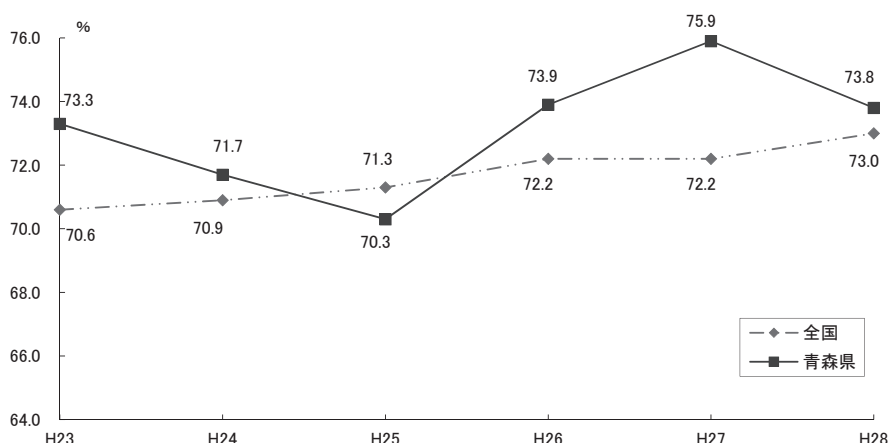
全国の女性の所定内給与額の平均は 244,600 円となっており、男性の所定内給与額の 73.0%となっている。

男女別一般労働者の所定内給与額（平成 28 年）

	青森県		女性の水準 (男性=100)	全国		女性の水準 (男性=100)
	所定内給与額			所定内給与額		
	女性	男性	女性	男性		
産業計	196,700 円	266,500 円	73.8%	244,600 円	335,200 円	73.0%

資料：厚生労働省「平成 28 年賃金構造基本統計調査」

一般労働者の男女間所定内給与額格差の推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
※男性を 100 として算出している。

(5) 女性のパートタイム労働者の就業状況

パートタイム労働者と通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保などを目的とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と同法に基づく「パートタイム労働指針」では、事業主が行うべきパートタイム労働者の適正な労働条件の確保など、雇用管理の改善を図るための措置について定めている。

平成 28 年の本県の女性パートタイム労働者の実態をみると、平均年齢 46.9 歳、平均勤続年数 6.8 年、1 日当たり所定内実労働時間 5.3 時間、1 時間当たり所定内給与額は 885 円となっている。

本県パートタイム労働者の労働実態（産業計）（平成 28 年）

	平均年齢	平均勤続年数	実労働日数	1 日当たり所定内実労働時間数	1 時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
女性	46.9 歳	6.8 年	18.8 日	5.3 時間	885 円	41,600 円	44,010 人
男性	45.3 歳	5.8 年	17.3 日	5.6 時間	1,041 円	32,100 円	11,020 人

資料：厚生労働省「平成 28 年賃金構造基本統計調査」

(6) 年間総労働時間

平成 28 年毎月勤労統計調査結果（事業所規模 5 人以上）によると、本県の年間総労働時間は 1,830.0 時間で、全国の 1,724.4 時間に比べ 105.6 時間多い。

所定内労働時間は、1,699.2 時間で、全国の 1,594.8 時間に比べ 104.4 時間多い。

所定外労働時間は、130.8 時間で、全国の 129.6 時間に比べ 1.2 時間多い。

年間出勤日数は、243.6 日で、全国の 223.2 日に比べ 20.4 日多い。

年間労働時間・出勤日数

	青 森 県			全 国		
	平成 27 年	平成 28 年	前年比 (差)	平成 27 年	平成 28 年	前年比 (差)
総労働時間	1,855.2 時間	1,830.0 時間	△1.4%	1,734.0 時間	1,724.4 時間	△0.6%
所定内労働時間	1,717.2 時間	1,699.2 時間	△1.0%	1,602.0 時間	1,594.8 時間	△0.4%
所定外労働時間	138.0 時間	130.8 時間	△5.2%	132.0 時間	129.6 時間	△1.8%
出勤日数	243.6 日	243.6 日	—	224.4 日	223.2 日	△1.2 日

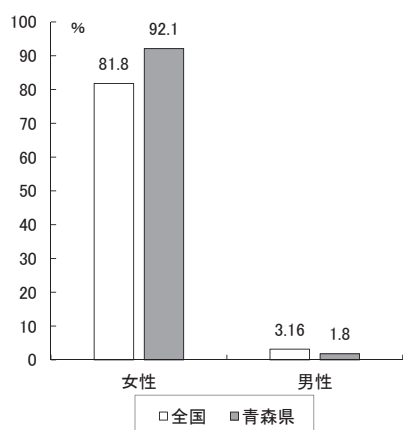
資料：厚生労働省「平成 28 年毎月勤労統計調査」 統計分析課

(7) 男女別育児休業制度の利用状況

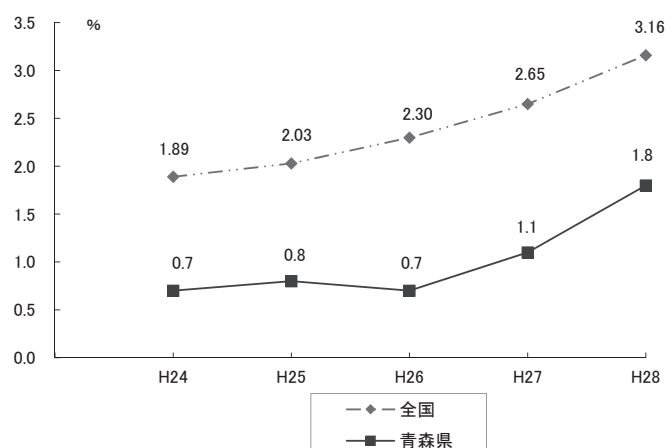
平成 28 年度雇用均等基本調査によると、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 1 年間に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、平成 28 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者の割合は、全国で、女性 81.8% に対し、男性は 3.16%であった。

一方、平成 28 年青森県中小企業等労働条件実態調査（労政・能力開発課）によると、青森県内の事業所における平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの育児休業制度の利用状況は、出産した女性の 92.1%が育児休業を利用したのに対し、配偶者が出産した男性の利用率は 1.8%であった。

育児休業制度の利用状況（平成 28 年）



男性の育児休業取得率の推移



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（全国） 労政・能力開発課「中小企業等労働条件実態調査」（青森県）

※全国と本県では、基準とする期間が異なる。また、本県の調査は中小企業の平均値ではなく、傾向を把握するための参考値である。

(8) 男性の家事・育児参画状況

平成 28 年社会生活基本調査によると、6 歳未満の子どもがいる本県の夫及び妻の家事・育児時間は、夫が 1 時間 1 分、妻が 6 時間 5 分であり、平成 23 年調査と比べると、夫は 22 分、妻は 2 分増加している。

6 歳未満の子どもがいる夫及び妻の 1 日当たりの家事・育児時間

	青森県				全国平均			
	夫		妻		夫		妻	
	平成23年	平成28年	平成23年	平成28年	平成23年	平成28年	平成23年	平成28年
家事時間	9分	17分	3時間37分	2時間57分	12分	17分	3時間35分	3時間7分
育児時間	30分	44分	2時間26分	3時間8分	39分	49分	3時間22分	3時間45分
合計	39分	1時間1分	6時間3分	6時間5分	51分	1時間6分	6時間57分	6時間52分

資料：総務省「社会生活基本調査」

(9) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況

女性の能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行され、常用雇用労働者 301 人以上の企業は、（1）自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、（2）一般事業主行動計画の策定・届出・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報公表などが義務付けられた（労働者 300 人以下の企業の場合は努力義務）。

平成 29 年 3 月 31 日現在、本県では、常時雇用労働者 301 人以上の全ての企業において一般事業主行動計画が策定・届出され、300 人以下の企業においては 13 社が策定・届出を行っている。

女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定・届出状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

常時雇用労働者 301 人以上の企業			300 人以下の企業
企業数	一般事業主行動計画 届出企業数	届出率	一般事業主行動計画 届出企業数
115 社	115 社	100%	13 社

資料：厚生労働省「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」

4 農林水産業等における状況

(1) 家族経営協定締結農家数

農業経営における女性の役割と位置づけを明確にするために、家族間で就業条件等の取り決めを行う「家族経営協定」を文書で締結する農家が増えており、締結農家数は平成29年3月31日現在で1,294戸となっている。

また、平成28年度中に新規締結した45戸のうち、39歳以下の女性がいる農家は17戸となっている。

家族経営協定締結戸数（各年3月31日現在）【成果目標（平成33年度末 1,450戸）】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
締結農家戸数	1,091戸	1,179戸	1,230戸	1,275戸	1,294戸

資料：農林水産政策課

(2) 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況

農林水産政策課及び地域県民局地域農林水産部では、女性の声を地域に反映させることができるよう、各種セミナーや関係機関・団体長等との懇談会の開催などにより、農山漁村女性リーダーの育成を行っており、平成29年4月1日現在のV i C・ウーマン認定数は352人となっている。

農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況（各年4月1日現在）

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
方針決定の場への登用	女性の農業委員	35人 (4.6%)	34人 (4.5%)	44人 (5.8%)	43人 (6.1%)	44人 (6.4%)
	県農政審議会委員の女性の割合	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%
女性リーダー等の認定	女性農業経営士	4人 (2.6%)	2人 (1.4%)	2人 (1.5%)	2人 (1.5%)	2人 (1.5%)
	女性青年農業士	4人 (2.3%)	4人 (2.2%)	3人 (1.7%)	3人 (1.5%)	5人 (2.5%)
	V i C・ウーマン	386人	379人	380人	364人	352人

※（ ）は女性比率。

※「V i C・ウーマン」とは、Village Conductor of Woman の略称で、「地域のよりよい『農林水産業とくらし』を指揮するリーダー」を意味する。

資料：農林水産政策課

(3) 農山漁村女性の起業等の状況

農山漁村女性による加工・直売や農家レストラン、各種体験受入等の起業活動が地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている。

平成 29 年 3 月 31 日現在の女性起業数は 368 件で、このうち、グループ経営による起業活動は過半数を占めていたが年々減少して 179 件となり、反対に個人経営による起業活動は 189 件に増加した。起業内容は、直売所での販売や食品加工の取組が多くなっている。

農山漁村女性の起業数（各年 3 月 31 日現在）

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
個人経営	166 件 (44.1%)	171 件 (45.7%)	175 件 (47.4%)	183 件 (49.3%)	189 件 (51.4%)
グループ経営	210 件 (55.9%)	203 件 (54.3%)	194 件 (52.6%)	188 件 (50.7%)	179 件 (48.6%)
合 計	376 件	374 件	369 件	371 件	368 件

資料：農林水産政策課

(4) 漁業における女性就業者数

平成 25 年の漁業就業者を男女別にみると、女性は 1,932 人（構成比 19.6%）、男性は 7,947 人（同 80.4%）で、平成 20 年に比べ女性は 405 人、男性は 1,185 人それぞれ減少した。

なお、漁業における女性の役割は大きく、特に陸奥湾におけるホタテガイ養殖経営体では、女性をはじめ家族が重要な働き手となっている。

漁業就業者数（各年 11 月 1 日現在）

		女 性	男 性	計
平成 15 年	人数	2,231 人	8,826 人	11,057 人
	構成比	20.2%	79.8%	100%
平成 20 年	人数	2,337 人	9,132 人	11,469 人
	構成比	20.4%	79.6%	100%
平成 25 年	人数	1,932 人	7,947 人	9,879 人
	構成比	19.6%	80.4%	100%

※平成 20 年、平成 25 年の漁業就業者数には、非沿海市町村に居住している漁業雇われの者が含まれる。

資料：農林水産省「漁業センサス」

(5) 農業、商工分野における女性役員等の状況

平成 28 年における県内農業委員数に占める女性委員の割合は 6.1%、農業協同組合役員に占める女性の割合は 7.0%であった。

また、商工会議所・商工会役員に占める女性の割合は 6.6%（平成 28 年）となっている。

県内の農業、商工分野における女性役員等の状況（各年 4 月 1 日現在）

	平成28年	平成29年
農業委員に占める女性委員の割合	6.1%	6.4%
女性委員が登用されていない農業委員会数	40委員会中17委員会	40委員会中16委員会
農業協同組合の役員に占める女性の割合	7.0%	7.2%
女性役員がいない農業協同組合数	総合農業協同組合 10農協中 2 農協	総合農業協同組合 10農協中 2 農協
商工会議所、商工会役員の女性割合	6.6%	6.9%
女性役員がいない商工会議所、商工会数	49か所中 4 か所	49か所中 3 か所

資料：各課調べ

Ⅱ 安心して暮らせる社会づくりに関する現状

1 地域社会における状況

(1) 消防団員に占める女性団員の割合

消防団員は、少子化・高齢化、産業・就業構造の変化等に伴い、年々減少傾向にある。このような中で、女性消防団員は増加傾向にあることから、女性消防団員の入団を更に加速させるため、市町村等の取組に対する支援や各種広報媒体を活用した消防団の紹介・PR活動を推進する。

消防団員に占める女性の割合（各年4月1日現在）【成果目標（平成33年度末） 5%】

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
消防団員数	19,527人	19,455人	19,248人	19,080人	18,844人
うち女性団員数	408人	436人	464人	482人	482人
女性比率	2.1%	2.2%	2.4%	2.5%	2.6%

資料：消防保安課

(2) 自治会長に占める女性の割合

地域における指導的地位である自治会長に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの、全国的にみても低い。本県は、平成29年4月1日現在 3.9%である。

自治会長に占める女性の割合（各年4月1日現在）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自治会長数	3,497人	3,596人	3,591人	3,511人	3,490人
女性自治会長の いる市町村数	20団体	22団体	22団体	23団体	21団体
女性自治会長数	117人	138人	131人	134人	135人
女性比率	3.3%	3.8%	3.6%	3.8%	3.9%
(参考) 全国	4.5%	4.7%	4.9%	5.2%	5.4%

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

2 女性に対する暴力の状況

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、県が設置する女性相談所、6か所の各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室、青森県男女共同参画センター及び平成27年4月から青森市が設置する青森市配偶者暴力相談支援センターをあわせて計9か所において、「配偶者暴力相談支援センター」として被害者からの相談、指導及び一時保護、情報提供、その他の援助を行っている。

平成28年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は850件（女性836件、男性14件）となっている。

配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（各年3月31日現在）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
青森県	715	747	720	896	850
全国	89,490	99,961	102,963	111,630	106,367

資料：こどもみらい課 内閣府

(2) 警察におけるDV相談取扱状況

平成28年に警察に寄せられたDV相談件数は491件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、暴行など）が53件で、配偶者暴力防止法に基づく保護件数は19件となっている。

DV事案は、被害者のほとんどが女性であり、暴力行為が長期間に及ぶことが多いため、被害者の早期相談が望まれる。

DV相談取扱状況（平成28年）

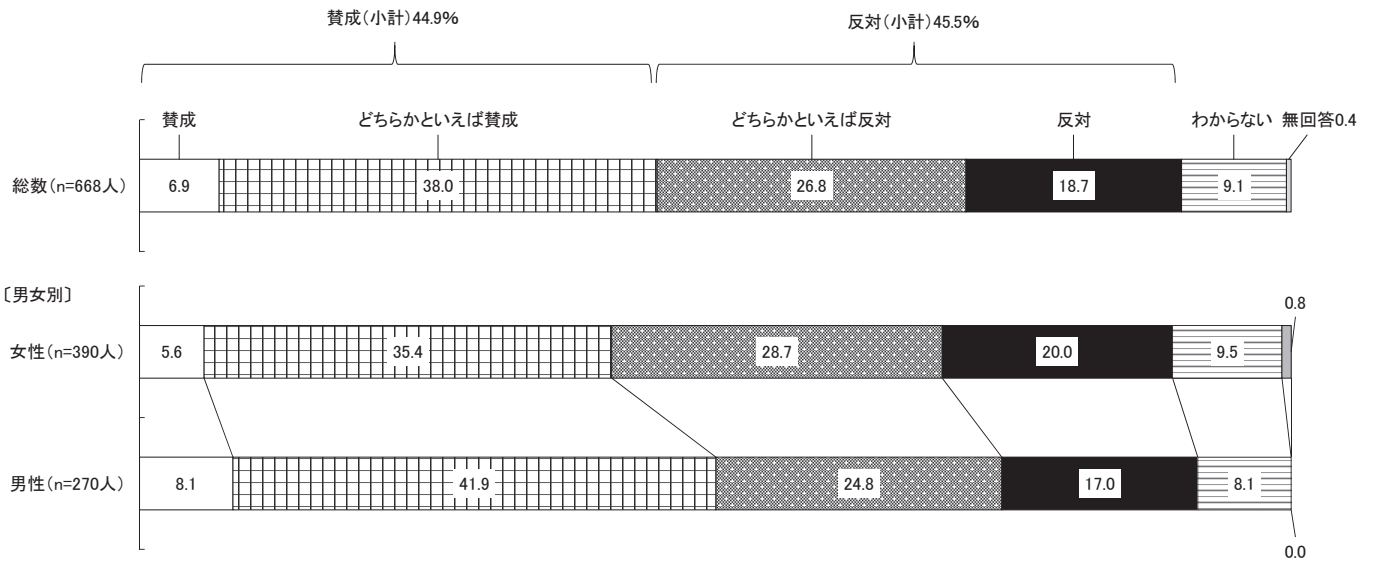
	取扱件数	検挙件数		保護命令件数					
		刑法犯等	配偶者暴力防止法	計	接近禁止命令	接近禁止・退去命令	接近禁止・電話等禁止命令	接近禁止・退去・電話等禁止命令	退去命令
青森県	491	53	0	19	1	0	16	2	0
全国	69,908	8,291	104	2,143	135	27	1,452	525	4

資料：警察本部生活安全企画課人身安全対策室

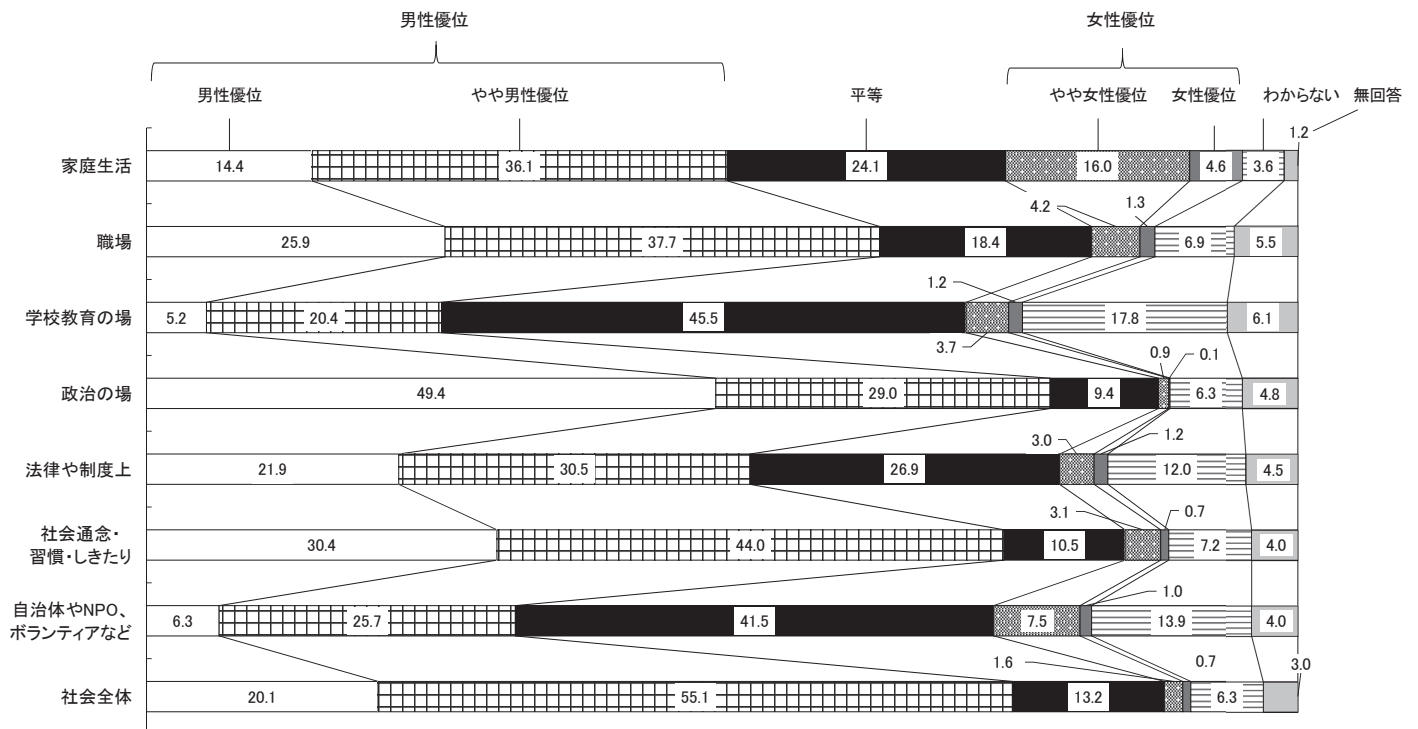
Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくりに関する現状 男女共同参画に関する意識

平成 27 年青森県男女共同参画に関する意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成する人の割合は 45.5%で、反対の 44.9%と拮抗しており、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがわれる。また、社会生活の多くの場面で男性優位と感じる人の割合が高くなっている。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する賛否 (単位:%)



男女の地位の平等感 (n=668人 単位:%)



資料：青少年・男女共同参画課「平成 27 年青森県男女共同参画に関する意識調査」

<資料> 青森県の人口

1 人口の推移

平成28年10月1日現在の本県の総人口は、1,293,681人である。女性は685,952人(53.0%)、男性は607,729人(47.0%)で、平成27年に比べて女性が7,619人、男性が6,965人減少した。

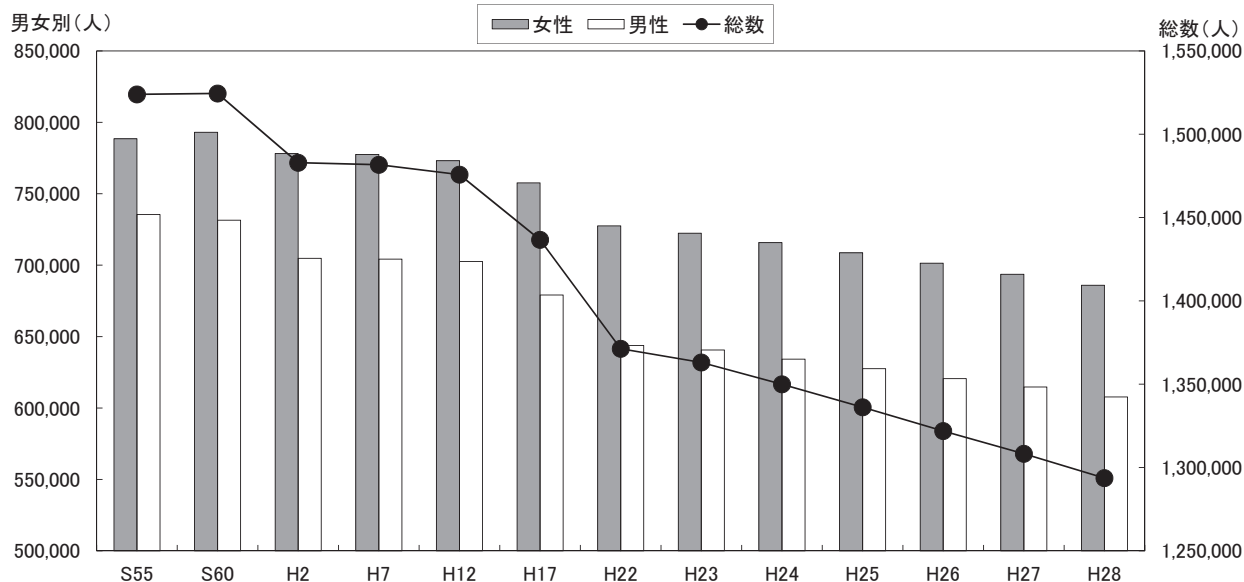
なお、平成28年10月1日現在の女性人口(681,102人、年齢不詳除く。)を年齢別にみると、15歳未満人口(年少人口)が70,566人、15~64歳人口(生産年齢人口)が374,792人、65歳以上人口(老年人口)は235,744人で、その割合は女性人口のそれぞれ10.4%、55.0%、34.6%となっており、65歳以上人口(老年人口)の割合は、男性26.9%(161,874人)に比べて7.7ポイント高い。

青森県の人口の推移(各年10月1日現在)

年次	世帯数	人口			前年に対する総数の増減	女性100人に対する男性比率
		総数	女性	男性		
昭和 55年	428,557世帯	1,523,907人	788,463人	735,444人	12,535人	93.3%
60年	443,995世帯	1,524,448人	793,009人	731,439人	△2,915人	92.2%
平成 2年	455,304世帯	1,482,873人	778,115人	704,758人	△17,855人	90.6%
7年	482,731世帯	1,481,663人	777,474人	704,189人	10,667人	90.6%
12年	506,540世帯	1,475,728人	773,155人	702,573人	650人	90.9%
17年	510,779世帯	1,436,657人	757,580人	679,077人	△14,290人	89.6%
22年	513,385世帯	1,373,339人	727,198人	646,141人	△9,178人	88.5%
23年	516,494世帯	1,363,038人	722,376人	640,662人	△10,301人	88.7%
24年	519,453世帯	1,349,969人	715,773人	634,196人	△13,069人	88.6%
25年	521,852世帯	1,336,206人	708,627人	627,579人	△13,763人	88.6%
26年	523,778世帯	1,321,895人	701,330人	620,565人	△14,311人	88.5%
27年	510,945世帯	1,308,265人	693,571人	614,694人	△13,630人	88.6%
28年	512,447世帯	1,293,681人	685,952人	607,729人	△14,584人	88.6%

資料：総務省統計局「国勢調査結果」 統計分析課「青森県人口移動統計調査」

青森県の人口の推移



資料：総務省統計局「国勢調査結果」 統計分析課「青森県人口移動統計調査」

年齢（5歳階級）別推計人口（平成28年10月1日現在）

	青 森 県			市 部			町 村 部		
	総数（人）	女性（人）	男性（人）	総数（人）	女性（人）	男性（人）	総数（人）	女性（人）	男性（人）
総 数	1,293,681	685,952	607,729	1,003,098	533,301	469,797	290,521	152,612	137,909
0～4歳	42,441	20,744	21,697	33,976	16,539	17,437	8,456	4,199	4,257
5～9歳	47,195	23,173	24,022	37,241	18,326	18,915	9,949	4,845	5,104
10～14歳	54,497	26,649	27,848	42,769	20,820	21,949	11,722	5,827	5,895
15～19歳	61,494	30,152	31,342	48,857	23,913	24,944	12,635	6,239	6,396
20～24歳	48,134	23,044	25,090	39,521	19,264	20,257	8,574	3,761	4,813
25～29歳	50,949	24,898	26,051	40,774	20,132	20,642	10,175	4,763	5,412
30～34歳	63,077	31,408	31,669	50,239	25,234	25,005	12,850	6,181	6,669
35～39歳	73,159	36,408	36,751	58,608	29,480	29,128	14,544	6,924	7,620
40～44歳	85,471	43,029	42,442	68,301	34,756	33,545	17,171	8,269	8,902
45～49歳	85,697	44,009	41,688	67,707	35,020	32,687	17,986	8,987	8,999
50～54歳	82,182	42,279	39,903	64,319	33,408	30,911	17,855	8,867	8,988
55～59歳	90,120	46,941	43,179	68,884	36,088	32,796	21,230	10,847	10,383
60～64歳	100,397	52,624	47,773	75,215	39,736	35,479	25,192	12,892	12,300
65～69歳	115,964	61,221	54,743	88,046	47,024	41,022	27,928	14,203	13,725
70～74歳	78,883	43,984	34,899	60,028	33,644	26,384	18,858	10,346	8,512
75～79歳	74,720	44,042	30,678	55,576	32,713	22,863	19,142	11,328	7,814
80～84歳	65,561	41,196	24,365	47,640	30,031	17,609	17,913	11,158	6,755
85～89歳	40,942	28,324	12,618	29,531	20,453	9,078	11,411	7,870	3,541
90歳以上	21,548	16,977	4,571	15,277	12,092	3,185	6,269	4,884	1,385
15歳未満 (年少人口)	144,133	70,566	73,567	113,986	55,685	58,301	30,127	14,871	15,256
15～64歳 (生産年齢人口)	740,680	374,792	365,888	582,425	297,031	285,394	158,212	77,730	80,482
65歳以上 (老年人口)	397,618	235,744	161,874	296,098	175,957	120,141	101,521	59,789	41,732

※総数には年齢不詳を含む。

資料：統計分析課「青森県人口移動統計調査」

2 出生・死亡の状況

(1) 出生

本県の平成28年の出生数は8,626人で、前年の8,621人に比べて5人増加し、出生率（人口千対）は6.7で前年の6.6を0.1ポイント上回った。全国の出生数は976,978人で、前年の1,005,677人より28,699人減少し、出生率（人口千対）は7.8で前年の8.0を0.2ポイント下回った。また、1人の女性が一生に産む子どもの数を表す合計特殊出生率は1.48で、前年の1.43を0.05ポイント上回り、全国の1.44を上回った。

出生数の推移

年次	出生数		出生率（人口千対）		合計特殊出生率	
	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国
平成 7年	13,972人	1,187,064人	9.5	9.6	1.56	1.42
12年	12,920人	1,190,547人	8.8	9.5	1.47	1.36
17年	10,524人	1,062,530人	7.3	8.4	1.29	1.26
22年	9,711人	1,071,304人	7.1	8.5	1.38	1.39
23年	9,531人	1,050,806人	7.0	8.3	1.38	1.39
24年	9,168人	1,037,231人	6.8	8.2	1.36	1.41
25年	9,126人	1,029,816人	6.8	8.2	1.40	1.43
26年	8,853人	1,003,539人	6.7	8.0	1.42	1.42
27年	8,621人	1,005,677人	6.6	8.0	1.43	1.45
28年	8,626人	976,978人	6.7	7.8	1.48	1.44

資料：厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」

(2) 死亡

本県の平成28年の死亡数は17,309人で、前年の17,148人に比べて161人増加し、死亡率（人口千対）は13.4で前年の13.1を0.3ポイント上回った。また、全国の死亡数は1,307,748人で、前年の1,290,444人より17,304人増加し、死亡率（人口千対）は10.5で前年の10.3を0.2ポイント上回った。

死亡数の推移

年次	死亡数		死亡率（人口千対）	
	青森県	全国	青森県	全国
平成 7年	12,496人	922,139人	8.5	7.4
12年	13,147人	961,653人	8.9	7.7
17年	14,882人	1,083,796人	10.4	8.6
22年	16,030人	1,197,012人	11.7	9.5
23年	16,419人	1,253,066人	12.1	9.9
24年	17,294人	1,256,359人	12.8	10.0
25年	17,112人	1,268,436人	12.8	10.1
26年	17,042人	1,273,004人	12.9	10.1
27年	17,148人	1,290,444人	13.1	10.3
28年	17,309人	1,307,748人	13.4	10.5

資料：厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」

3 婚姻と離婚の状況

(1) 婚姻

本県の平成28年の婚姻件数は5,135組で、前年の5,432組に比べて297組減少し、婚姻率（人口千対）は4.0で、前年の4.2を0.2ポイント下回った。また、全国の婚姻件数は620,531組で前年の635,156組より14,625組減少し、婚姻率（人口千対）は5.0で前年の5.1を0.1ポイント下回った。

(2) 離婚

本県の平成28年の離婚件数は2,164組で、前年の2,267組に比べて103組減少し、離婚率（人口千対）は1.68で、前年の1.74を0.06ポイント下回った。また、全国の離婚件数は216,798組で前年の226,215組より9,417組減少し、離婚率（人口千対）は1.73で前年の1.81を0.08ポイント下回った。

婚姻及び離婚件数の推移

年次	婚 姻				離 婚			
	婚姻件数		婚姻率（人口千対）		離婚件数		離婚率（人口千対）	
	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国
平成 7年	8,306	791,888	5.6	6.4	2,429	199,016	1.64	1.60
12年	8,138	798,138	5.5	6.4	3,092	264,246	2.10	2.10
17年	6,584	714,265	4.6	5.7	3,281	261,917	2.29	2.08
22年	5,924	700,214	4.3	5.5	2,679	251,378	1.96	1.99
23年	5,583	661,895	4.1	5.2	2,377	235,719	1.75	1.87
24年	5,846	668,869	4.3	5.3	2,408	235,406	1.79	1.87
25年	5,723	660,613	4.3	5.3	2,335	231,383	1.75	1.84
26年	5,481	643,749	4.2	5.1	2,195	222,107	1.67	1.77
27年	5,432	635,156	4.2	5.1	2,267	226,215	1.74	1.81
28年	5,135	620,531	4.0	5.0	2,164	216,798	1.68	1.73

資料：厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」

第 2 部

青森県における男女共同参画の施策

1 県の推進体制

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日、男女共同参画の推進について基本理念を定め、県の施策の基本となる事項を示すとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、それぞれの連携、協力した取組を促すため、「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行した。

条例では、男女共同参画を推進するための5つの基本理念と、県、事業者、県民それぞれの責務、男女共同参画の推進に関する基本的な施策等が定められている。

(2) 青森県男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、施策の立案から事業の実施まで、男女共同参画の視点に立った全庁的な取組を推進する必要があることから、庁内推進体制を強化し、施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成15年10月2日、知事を本部長とする「青森県男女共同参画推進本部」を設置した。

平成28年度は平成29年2月28日に開催し、第4次あおり男女共同参画プラン21を決定した。

(3) 第4次あおり男女共同参画プラン21

県では、平成12年1月に「あおり男女共同参画プラン21」、平成19年3月に「新あおり男女共同参画プラン21」を策定し、それらを指針としながら男女共同参画社会の実現をめざして諸施策を推進してきた。

また、平成24年度を初年度する「第3次あおり男女共同参画プラン21」の計画期間が平成28年度で終了したことから、平成29年2月に「第4次あおり男女共同参画プラン21」を策定した。

「第4次あおり男女共同参画プラン21」では、男女共同参画社会の実現をめざして、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」を大目標とした上で、3つの基本目標と12の重点目標を掲げ、平成29年度から平成33年度までの男女共同参画の施策の方向を明らかにしている。

(4) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

平成16年12月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、配偶者からの暴力を防止し被害者の保護と自立支援のための施策に関する基本計画の策定が全ての都道府県に義務づけられたことから、本県においても平成17年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定した。

平成19年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、配偶者暴力相談支援センターの設置と基本計画の策定が市町村の努力義務となったことに伴い、平成21年1月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定した。

平成26年1月に施行、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、法の適用対象となった。

また、法改正に伴い本県においても現状を踏まえた計画の見直しを行い、平成26年3月に「第3次青森県DV防止及び被害者支援計画」を改定した。

(5) 青森県男女共同参画センター

青森県男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する活動拠点施設として、平成13年6月に開設した。平成18年4月から指定管理者に管理・運営を委託しているが、引き続き情報提供、各種講座の開催、相談など県民の男女共同参画の取組を支援している。

(6) 青森県男女共同参画審議会

青森県男女共同参画審議会を知事の附属機関として平成13年11月に設置した。審議会では基本計画の策定や変更、男女共同参画に関する重要事項を審議することとされている。

当審議会では、平成14年度は、「あおり男女共同参画プラン21」（平成12年1月策定）を法定計画として位置付けるための調査審議を行い、平成14年2月に答申した。

平成17年度は、苦情処理体制の基本的な考え方を答申し、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」への意見聴取を行った。

平成18年度は、「新あおり男女共同参画プラン21」の策定に係る基本的な考え方について、専門部会を設置して調査審議を行い、平成18年12月に答申した。

平成23年度は、「第3次あおり男女共同参画プラン21」の策定に当たって調査審議を行い、平成23年11月に答申した。

平成28年度は、「第4次あおり男女共同参画プラン21（仮称）」の策定に当たって調査審議を行い、平成28年12月に答申した。

(7) 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制

青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、平成17年12月に「青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等の苦情・意見の申し出に係る処理要綱」を定め、平成18年4月に苦情処理制度が創設された。苦情等の申し出があった場合は男女共同参画審議会苦情等部会において調査審議を行い、申し出の状況については、毎年「青森県の男女共同参画の現状と施策」において公表することとしている。平成28年度までの申し出件数は0件である。

○ 市町村との連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割が重要であり、県では、これまで、担当課長会議や全体研修会、市町村における男女共同参画基本計画策定のためのアドバイザー派遣事業等を通じて、市町村の取組を支援してきた。

平成29年4月1日現在、基本計画を策定している市町村は、40市町村であり、平成28年度に引き続き策定率100%を達成している。今後とも、計画が切れ目なく更新されるよう、必要に応じ支援していく。

○ 関係機関等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政のみならず、県民一人一人が男女共同参画社会づくりへの理解を深め、行動していくことが必要であることから、関係機関と連携し、男女共同参画社会づくりに向けた地域における取組を促進する。

2 第4次あおり男女共同参画プラン21

(1) 計画期間 平成29年度から平成33年度までの5年間

(2) 計画の性格

- ・ 男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県男女共同参画計画
- ・ 青森県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第1項に基づく都道府県推進計画

(3) 大目標 「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」

(4) 施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向
I 男女がともに活躍できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 審議会等の委員への女性の参画拡大 2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用 3 市町村における女性の積極的登用の促進 4 企業や各種団体等における女性の積極的登用の促進
	2 女性の人財育成と能力開発(エンパワーメント)	1 女性のエンパワーメント機会の拡充 2 理工系分野等で活躍する女性の育成 3 女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成
	3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	1 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進 2 男性の意識と職場風土の改革 3 社会全体で子育てを支援する環境づくり 4 社会全体で介護を支援する環境づくり
	4 雇用等における男女共同参画の推進	1 企業における女性の活躍に関する取組の促進 2 女性の活躍の理解促進 3 希望に応じた多様な働き方を可能にする就業環境の整備 4 女性の起業支援 5 女性就業人口が少ない分野での女性の活躍推進
	5 農林水産業・自営の商工業等における女性の経営参画	1 農林水産業や自営の商工業等に従事する女性が活躍できる環境づくり 2 農林水産業や自営の商工業等の分野における政策・方針決定過程への女性参画の促進 3 広域的なネットワークづくりや異業種間交流の推進
II 安心して暮らせる社会づくり	6 貧困、高齢、障害等に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	1 ひとり親家庭への支援 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
	7 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進	1 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進 2 市町村の取組促進
	8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 女性に対する暴力根絶の取組の推進 2 配偶者等からの暴力(DV)への対策の推進 3 ストーカー事案への対策の推進
	9 生涯を通じた男女の健康支援	1 生涯を通じた女性の健康の増進 2 男性の健康問題への対応 3 性に関する適切な知識の普及・教育の推進 4 医療分野における女性の参画拡大
III の男女共同参画社会	10 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革	1 わかりやすい男女共同参画の広報・理解促進活動の推進 2 男性にとっての男女共同参画の推進 3 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供 4 国際規範・国際基準の理解・普及の推進
	11 教育、メディアを通じた理解の促進	1 学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実 2 メディアを通じた男女共同参画の推進
	12 男女共同参画の視点に立った防災対策	1 平常時からの男女共同参画の推進 2 災害時の男女共同参画の視点を反映させた対応 3 男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割の明確化 4 復旧・復興対応の男女共同参画の推進

(5) 成果目標(目標値)の現状

★女性活躍推進法関係

No.	基本目標	重点目標	項目	目標値 (期限)	基準値 (時点)	現状値 (時点)
1	I	1	県審議会等委員に占める女性の割合	40%以上 (H33年度末)	35.6% (H28.4)	35.3% (H29.4)
2	I	3	県内事業所における男性の育児休業取得率 ★	2.7% (H33)	1.1% (H27)	1.8% (H28)
3	I	3、4	「あおもり働き方改革推進企業」認証企業数 ★	300団体 (H33年度末)	—	参考 45社 (H30.1)
4	I	5	家族経営協定締結農家数 ★	1,450戸 (H33年度末)	1,275戸 (H28.3)	1,294戸 (H29.3)
5	II	8	DV防止等に関する基本計画策定市町村数	増加 (H33年度末)	29市町村 (H27.9)	30市町村 (H28.9)
6	III	10	男女共同参画センター講座参加者数(男女別)	女性 2,200人 男性 1,100人 (H33年度)	女性 2,150人 男性 712人 (H27年度)	女性 1,859人 男性 520人 (H28年度)
7	III	10	家事・育児・介護等への男性の理解・参画推進に関連する研修等の数及び参加者数	(累計) 65件 約2,100人 (H33年度末)	11件 約350人 (H27年度)	22件 825人 (H28年度末)
8	III	12	消防団員に占める女性の割合	5% (H33年度)	2.5% (H28.4)	2.6% (H29.4)
9	計画の総合的な推進(II-7)		市町村男女共同参画基本計画の策定率	100% (H33年度末)	100% (H28.4)	100% (H29.4)
10	計画の総合的な推進(II-7)		女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率 ★	80% (H33年度末)	2.5% (H28.4)	15.0% (H29.4)

(6) 参考データ項目の現状

★女性活躍推進法関係

重点 目標	項 目	基準値 (時点)	現状値 (時点)
1	県議会議員に占める女性の割合	6.3% (H28.4.1)	6.5% (H29.4.1)
	市議会議員に占める女性の割合	11.6% (H28.4.1)	12.0% (H29.4.1)
	町村議会議員に占める女性の割合	2.8% (H28.4.1)	2.8% (H29.4.1)
	市町村審議会等委員に占める女性の割合 (市、町村)	市 24.7% 町村 22.3% (H28.4.1)	市 25.6% 町村 21.2% (H29.4.1)
	県の管理職に占める女性の割合 (特定事業主行動計画毎) ★	知事部局等 3.8% 教育庁 1.9% 警察 (一般職員) 4.2% 病院局 17.4% (H28.4.1)	知事部局等 4.1% 教育庁 1.9% 警察 (一般職員) 4.3% 病院局 17.1% (H29.4.1)
	市町村の管理職に占める女性の割合 ★	14.4% (H28.4.1)	13.9% (H29.4.1)
	雇業者のうち管理的職業従事者に占める 女性の割合 ★	20.3% (H24)	—
2	あおもりウィメンズアカデミー修了者 (審議会等委員未経験者)のうち、2年以内に審 議会等委員として活動する女性の割合	35.7% (H25年度修了者)	27.3% (H26年度修了者)
3	次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数 ★	18 団体 (H28.4.1)	19 団体 (H29.4.1)
	男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 ★	—	調査中
	県内事業所における年次有給休暇取得率 ★	44.2% (H27)	42.5% (H28)
	病児保育利用者数 ★	8,477 人 (H27 年度)	8,764 人 (H28 年度)
4	「えるぼし」マーク取得企業数 ★	1 団体 (H28.4.1)	3 団体 (H29.4.1)
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 策定企業数 (努力義務企業) ★	3 団体 (H28.4.30)	13 団体 (H29.4.30)
5	女性起業数 (農林水産業) ★	371 件 (H28.3.31 現在総数)	368 件 (H29.3.31 現在総数)
	県内創業支援拠点を利用した者のうち起業した 女性の数 ★	23 名 (H27 年度)	39 名 (H28 年度)
	商工会議所、商工会役員の女性割合 女性役員がない商工会議所、商工会数 ★	6.6% 49 か所中 4 か所 (H28.4.1)	6.9% 49 か所中 3 か所 (H29.4.1)
	農業委員に占める女性委員の割合 女性委員が登用されていない農業委員会数 ★	6.1% 40 委員会中 17 委員会 (H28.4.1)	6.4% 40 委員会中 16 委員会 (H29.4.1)
	農業協同組合の役員に占める女性の割合 女性役員がない農業協同組合数 ★	7.0% 総合農業協同組合 10 農協中 2 農協 (H28.4.1)	7.2% 総合農業協同組合 10 農協中 2 農協 (H29.4.1)

重点 目標	項 目	基準値（時点）	現状値（時点）
6	雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合（男女別）	女性 47.8% 男性 85.5% (H26)	—
7	P T A会長（小中学校）に占める女性の割合	8.9% (H28.6.1)	7.9% (H29.6.1)
	自治会長に占める女性の割合	3.8% (H28.4.1)	3.9% (H29.4.1)
8	D V予防啓発セミナーにおける理解度	98.4% (H27年度)	99.1% (H28年度)
	配偶者暴力相談支援センターへの相談件数	896件 (H27年度)	850件 (H28年度)
	警察におけるD V相談取扱件数	474件 (H27)	491件 (H28)
9	医師（医療施設従事者）に占める女性の割合	15.3% (H26)	16.3% (H28)
	週に1回以上スポーツや運動を行った人の割合（男女別）	女性 34.8% 男性 44.7% (H26)	—
10	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対する人の割合	45.5% (H27)	—
	社会全体において「男女が平等」と思う人の割合	13.2% (H27)	—
	家庭における夫婦の役割分担の「夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児などを担当する」とする者の割合（現実）	44.2% (H27)	—
11	学校教育の場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	45.5% (H27)	—
	教育委員会教育委員に占める女性の割合（県、市、町村）	県 33.3% 市 43.1% 町村 24.5% (H28.4.1)	県 33.3% 市 36.1% 町村 27.7% (H29.4.1)
	学校管理職（校長、教頭、事務長）に占める女性の割合	校長・教頭 13.7% 事務長 29.7% (H28.4.1)	校長・教頭 13.7% 事務長 36.5% (H29.4.1)
12	県防災会議の委員に占める女性の割合	20.5% (H28.4.1)	18.2% (H29.4.1)
	市町村防災会議の委員に占める女性の割合	4.0% (H28.4.1)	4.9% (H29.4.1)

3 男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業

「第4次あおり男女共同参画プラン21」の体系に沿って、施策の状況を明らかにしています。
 ※「平成29年度実施計画」欄に一部記載している実績は平成29年12月末現在のものです。

基本目標 I 男女がともに活躍できる環境づくり

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<施策の方向>

1 審議会等の委員への女性の参画拡大

行政における政策・方針決定過程に男女の意見を広く反映させるため、県が設置する審議会等の委員への女性の登用を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
審議会等委員への女性登用の促進	全審議会における女性委員比率40%以上を目標とし、積極的な女性人材の登用に取り組んだ。	—	全審議会における女性委員比率40%以上を目標とし、積極的な女性人材の登用に取り組む。	—	全部局
あおり女性人材バンク整備事業	県や市町村の審議会等における女性委員の登用を進めるため、女性人材情報を収集・管理し、情報提供した。 平成28年4月末登録者数 353名	130	県や市町村の審議会等における女性委員の登用を進めるため、女性人材情報を収集・管理し、情報提供する。 平成29年4月末現在登録者数 397名	130	青少年・男女共同参画課

2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用

県は、女性活躍推進法の規定により各任命権者が策定する特定事業主行動計画に基づき、管理職への女性職員の積極的登用に取り組みます。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課	
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額		
女性活躍推進のための特定事業主行動計画	知事部局 ・計画期間 平成28年度～平成33年度 ・目標 ① 県職員の女性採用比率 40%以上 ② 副参事級以上の県職員に占める女性の割合 平成33年4月1日までに5%以上	実績 (H28.4.1) ① 県職員の女性採用比率 42.3% ② 副参事級以上の県職員に占める女性の割合 3.8%	—	実績 (H29.4.1) ① 県職員の女性採用比率 40.0% ② 副参事級以上の県職員に占める女性の割合 4.1%	—	人事課
	教育委員会 ・計画期間 平成28年度～平成33年度 ・目標 ① 教育委員会事務局の副参事級以上に占める女性の割合を平成33年4月1日までに5%以上にする。 ② 学校管理職(校長・教頭・事務局長)に占める女性の割合を平成33年4月1日までに16%以上にする。	実績 (H28.4.1) ① 教育委員会事務局の副参事級以上に占める女性の割合 1.9% ② 学校管理職(校長・教頭・事務局長)に占める女性の割合 14.7%	—	実績 (H29.4.1) ① 教育委員会事務局の副参事級以上に占める女性の割合 1.9% ② 学校管理職(校長・教頭・事務局長)に占める女性の割合 15.2%	—	教育庁職員福利課
	警察本部 ・計画期間 平成28年度～平成33年度 ・目標 ① 女性職員の採用比率を20%以上、警察官に占める女性警察官の割合を10%以上 ② 警察官のうち、警部補以上に占める女性の割合を5%以上、一般職員のうち、副参事級以上に占める割合を30%以上	実績 (H28.4.1) ① 女性職員の採用比率 22.3%、警察官に占める女性警察官の割合 8.1% ② 警察官のうち、警部補以上に占める女性の割合 3.4%、一般職員のうち、副参事級以上に占める割合 4.2%	—	実績 (H29.4.1) ① 女性職員の採用比率 29.1%、警察官に占める女性警察官の割合 8.8% ② 警察官のうち、警部補以上に占める女性の割合 3.8%、一般職員のうち、副参事級以上に占める割合 4.3%	—	警察本部警務課
女性の登用	女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組んだ。 警察本部では広報課広報相談室長や警察署地域課長等組織の中核たるポストに女性幹部を登用したほか、専務部門に女性警察官85人を配置するなど、計画的育成に配慮した。	—	女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組む。	—	県教育庁警察本部	

2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性管理職割合の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の登用に当たり、より一層の人事評価の活用や、同一地域での勤務の継続を要する職員の人事配置上の配慮等を行った。 ・女性をはじめとする多様な人材を活かすマネジメントについて学ぶ、ダイバーシティマネジメント研修を新設した。(修了者数23名) ・管理者入門研修「マネジメント実践」(全4回、修了者数98名)、課長研修「組織マネジメント」(全3回、修了者数39名)を実施し、女性の活躍に向けた、管理職の意識改革やマネジメント能力の向上を図った。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の登用に当たり、より一層の人事評価の活用や、同一地域での勤務の継続を要する職員の人事配置上の配慮等を行う。 ・平成28年度に新設したダイバーシティマネジメント研修の内容を精査しながら継続して実施し、さまざまな人材の活躍を促進するマネジメントスキルの習得を図った(修了者数19名)。 ・管理者入門研修「マネジメント実践」、(全4回、修了者数120名)、課長研修「組織マネジメント」(全3回、修了者数52名)を実施し、女性の活躍に向けた、管理職の意識改革やマネジメント能力の向上を図った。 	—	人事課
	<ul style="list-style-type: none"> 人事異動方針に女性職員の多様な分野での登用に配慮することを掲げ、女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組んだ。 ・教育委員会事務局の役付職員のうち女性の割合25.5% (平成28年度) ・学校管理職(校長、教頭、事務長)のうち女性の割合14.7% (平成28年度) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ①教育委員会事務局 <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動方針に女性職員の個性と能力が十分に発揮できるよう積極的な登用と従業務の拡大に配慮することを掲げ、女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組む。 ・教育委員会事務局の役付職員のうち女性の割合25.5% (平成29年度) ②学校 <ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の積極的な登用や将来の登用にに向けた配置等に配慮した。 ・学校管理職(校長、教頭、事務長)のうち、女性の割合15.2% (平成29年度) 	—	教育庁 職員福利課
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月の人事異動では女性警察官3人を警部に昇任させ、組織の中核となるポストに積極登用した。 ・子どもの養育のため、長期間、東北管区警察学校に入校できない女性警察官を青森県警察学校に入校させるなど、育児中の職員の昇任やスキル向上に支障が生じないように配慮した。 	—	引き続き、女性管理職割合の向上に向けた各種取組を推進する。	—	警察本部 警務課
研修の充実・実施	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員のキャリアビジョン研修を実施した。(修了者数14名) また、同研修において、県の次長級女性職員からの体験談をカリキュラムに盛り込み、キャリアパスとして紹介した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員のキャリアビジョン研修の内容を精査しながら継続して実施した(修了者23名)。 同研修では、県の副参事級の女性職員からの体験談をカリキュラムに盛り込み、キャリアパスとして紹介した。 	—	人事課
	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員キャリアビジョン研修への参加を促した。 参加者数 3名 	—	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員キャリアビジョン研修への参加を促した。 参加者数 4名 	—	教育庁 職員福利課
	<ul style="list-style-type: none"> 各部門における女性研修会、先進県への派遣研修の実施、さらに、女性警察官術科研修会による現場執行力の向上、元京都府警察署長によるキャリアアップ研修会への職員派遣などにより実務能力等の向上を図った。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員キャリアビジョン研修の参加(9名)及びあおもり女性の活躍推進トップセミナーの参加(4名)。 引き続き、女性研修会、派遣研修の実施等、各種取組を推進する。 	—	警察本部 警務課
職業生活と家庭生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤制度の見直しについて検討を行った。 ・「パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、パワー・ハラスメントの防止等に関する措置を定めた。 ・「職員の子育て支援ハンドブック」に育児支援制度の活用例を盛り込んだ。 ・各所属独自の目標を組み込んだ「職員のワークライフバランス推進目標」を設定し、希望する職員が円滑に休暇や各種制度を利用できる環境づくりに取り組んだ。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤について、平成29年度から勤務時間帯の種類を2種類から6種類に増やすとともに、適用要件を緩和した。 ・「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」を改正し、「職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」の防止等に関する措置を追加したほか、ハラスメントの防止対策について職員に周知した。 ・育児休業を取得しやすい環境づくりのため、育休取得経験者の育休体験談を職員に紹介した。また、育児休業中の職員が円滑に職場復帰できるよう、育休中の情報共有方法の工夫、見直しを行う。 	—	人事課

2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
職業生活と家庭生活の調和	①教育委員会事務局のみ ・時差出勤制度を見直し、平成29年度から勤務時間を2種類から6種類に増やした。 ・男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇取得率75% (平成28年度実績) ②学校のみ ・男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇取得率63.6% (平成28年度実績) ③共通 (教育委員会事務局及び学校) ・パワー・ハラスメントの防止等に関する要綱、同要綱の運用、パワー・ハラスメント防止の手引きを作成し、ハラスメント対策の充実を図った。 ・子育てハンドブックを改訂し最新情報を周知した。	—	①教育委員会事務局のみ ・時差出勤制度の効果的な運用のための見直しについて検討する。 ②共通 ・セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を改正し、新たに「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」の防止等について規定し、職員への周知を図ることでハラスメント対策の充実を図る。 ・子育て支援ハンドブックを改訂し、最新の情報の周知を図った。 ・男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得率の向上を図るため、各所属への情報提供を行う。	—	教育庁 職員福利課
	・「イクボス宣言」等による所属長等幹部の意識改革、毎月8のつく日をノー残業デーに指定、「月一休暇」の導入による年次休暇の取得促進、勤務時間の多段階化、居住場所の距離的制限緩和、旅行届等の簡略化等を行い、ワーク・ライフ・バランスを推進した。 ・産前の女性職員への支援に向け、両立支援制度のポイントを整理した執務資料の発出、過員配置による負担軽減、子育てを経験した女性職員によるレベisaサポート、職場復帰サポート制度により定期的支援を受けられるようにした。 ・ハラスメント防止対策要綱を改正し、職場における、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント防止等に関する措置を追加した。	—	・各種取組を継続し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・引き続き、産前の女性職員への支援に向け、両立支援制度のポイントを整理した執務資料の発出、過員配置による負担軽減、子育てを経験した女性職員によるレベisaサポート、職場復帰サポート制度により定期的支援を受けられるようにしている。 ・両立支援に係るハンドブックを改訂し、周知を図る。	—	警察本部 警務課

3 市町村における女性の積極的登用の促進

市町村における審議会等委員や管理職等への女性の積極的登用を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
市町村男女共同参画行政担当課長会議	市町村男女共同参画行政担当職員を対象にし、県の主要事業等の説明、県内先進市の取組紹介、青森労働局雇用環境・均等室長の講演等を行い、市町村における取組促進を要請した。 ・開催日 平成28年5月26日 ・開催場所 県庁西棟8階大会議室	85	市町村男女共同参画行政担当職員を対象にし、県の主要事業等の説明、NPO法人フエザリング・ジャパン東北理事による男性の家事育児参画促進に係る講演等を行い、市町村における取組促進を要請した。 ・開催日 平成29年5月15日 ・開催場所 県庁西棟8階大会議室	85	青少年・男女共同参画課
あおもり女性人財バンク整備事業 (再掲 重点目標1-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課

4 企業や各種団体等における女性の積極的登用の促進

企業や各種団体等における女性の採用や管理職・役員への女性の積極的登用を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもり女性の活躍ステップアップ事業 (「あおもり輝く女性ネットワーク推進会議」による女性人財の交流促進)	女性の管理職や地域活動のリーダーによる推進会議を設置し、県の女性活躍推進関連事業の効果的実施方法に関する意見交換を行い、今後の事業展開の参考とした。 ・あおもり輝く女性ネットワーク推進会議 構成員10名、2回開催 推進会議のメンバーを講師とするセミナーを開催し、女性人財育成及び異業種間交流による女性自らの行動の促進を図った。 ・若手女性のネットワークセミナー (きらめき女子セミナー) の開催 3回、参加者数78名 ・女性管理職等を対象とする働く女性ネットワークセミナーの開催 3回、参加者数91名	2,509	事業終了	—	青少年・男女共同参画課

4 企業や各種団体等における女性の積極的登用の促進

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおり女性の活躍ステップアップ事業 (企業等における女性の活躍推進の気運醸成)	女性の活躍推進の機運を高め、企業の取組を促進するため、企業・団体等を対象とする「あおり女性の活躍応援宣言企業」を募集、登録した。 ・平成29年3月末登録企業数 22社 企業・団体等のトップを対象としたフォーラムを開催した。 ・女性の活躍推進トップフォーラム 1回、参加者100名	2,958	事業終了	—	青少年・男女共同参画課
女性活躍推進事業(関係機関・団体との連携・協力体制構築及び企業の取組促進) 【平成29年度新規】	—	—	女性活躍推進のため、労働局や商工団体等から成る協議会設置、トップセミナー開催、ガイドブック作成を行う。	4,703	青少年・男女共同参画課
結婚から子育て応援企業支援事業 【平成29年度新規】	—	—	県内の事業所を対象に、若者の経済的安定、女性の活躍・継続就業、男性の家庭参画及びワークライフバランス等働き方改革に取り組む企業を認証する「あおり働き方改革推進企業認証制度」を実施し、働き方改革に向けた企業の取組を支援し、雇用環境の改善を推進する。	17,666	こどもみらい課

重点目標2 女性の人財育成と能力開発（エンパワーメント）

<施策の方向>

1 女性のエンパワーメント機会の拡充

あらゆる分野で希望に応じてその個性と能力を発揮し活躍することの重要性について、女性自身の理解を促進し、エンパワーメントを行います。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもりウィメンズアカデミーの開催	地域課題の解決方法等に関する講座を開催し、政策・方針決定過程へ参画できる女性人財を育成した。 ・実施期間 7月～11月 ・実施場所 青森市、平川市、六ヶ所村 ・修了者 37名	(指定管理業務)	平成29年度は働く女性を対象とした「働く女性リーダーコース」と、地域活動等で活躍している女性を対象とした「地域女性リーダーコース」を設けて開催する。 ①働く女性リーダーコース ・目的 リーダーとしての心構えや必須スキルを学習し、キャリアビジョンを描く ・実施期間 9月～11月 ・実施場所 青森市 ・募集定員 50名 ②地域女性リーダーコース ・目的 政策・方針決定過程へ参画できる女性人財の育成 ・実施期間 7月～12月 ・実施場所 五所川原市、三沢市 ・募集定員 各会場20名	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
未来につなぐ青森農業普及活動推進事業	農山漁村における男女共同参画社会の形成に向け、女性の経営参画や女性リーダー（ViC・ウーマン）を育成するセミナー等を開催した。また、次世代を担う若手女性農業者を育成するため、交流会を開催した。 ①女性の経営参画の拡大 ・男女共同参画推進会議の開催 10回（5月～6月、各県民局） ・女性リーダー育成セミナーの開催 17回（6月～3月、各県民局） ・青森県農山漁村男女協同参画目標の策定<H29～33> ②農山漁村女性リーダーの育成 ・ViC・ウーマンの認定 新規認定13名（ViC・ウーマン総数352名） ・農山漁村女性と知事との新春夢トークの開催 1月17日（火）青森市「ホテル青森」 ・「農山漁村女性の日」青森県大会の開催 2月13日（月）青森市「ホテル青森」 新規ViC・ウーマン13名への認定証書授与及び認定期間満了者24名への感謝状授与 ③次世代を担う若手女性農業者の育成 研修会、交流会の開催 3回（7・8・12月）	1,486	農山漁村における男女共同参画社会の形成に向け、女性の経営参画や女性リーダー（ViC・ウーマン）を育成するセミナー等を開催する。 ①女性の経営参画の拡大 ・男女共同参画推進会議の開催（各県民局、農林水産政策課） ・女性リーダー育成セミナーの開催（各県民局） ②農山漁村女性リーダーの育成 ・ViC・ウーマンの認定 ・農山漁村女性と知事との新春夢トークの開催 ・「農山漁村女性の日」青森県大会の開催	1,313	農林水産政策課
林業後継者活動支援事業	山菜等を活用した郷土食の加工・販売や、イベントなどで地域の食育にも取り組んでいる女性林業研究グループの活動支援を実施した。	430	山菜等を活用した郷土食の加工・販売や、イベントなどで地域の食育にも取り組んでいる女性林業研究グループの活動支援を実施する。	430	林政課
浜の未来を担う人財ステップアップ事業	浜の担い手（浜マネ、漁業士）を対象にした各種セミナーの開催により、連携強化と能力研鑽を図った。明確な意思を持った意欲的な人財のプランに対して実践活動を支援し、地域を牽引するリーダーとしてさらに育成した。	2,000	浜の担い手（浜マネ、漁業士）を対象にした各種セミナーの開催により、連携強化と能力研鑽を図る。明確な意思を持った意欲的な人財のプランに対して実践活動を支援し、地域を牽引するリーダーとしてさらに育成する。	1,826	水産振興課
中南地域「農のふれカフェ」推進事業【平成29年度新規】	-	-	農産物の収穫体験や加工体験等消費者交流活動に関心のある農業者等を対象に「農のふれカフェ」（農家の家屋や農園等における体験型カフェ）を開設するにあたって必要な知識や技術を習得する「ふれカフェセミナー」の集合研修を5回、個別現地研修を4回開催し、実践する農業者を育成する。	2,082	中南地域県民局地域農林水産部

2 理工系分野等で活躍する女性の育成

理工系等進路への興味関心や理解を促し、女性の理工系等人材の育成に取り組みます。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
キャリア支援ウェブサイトの運営	キャリア支援ウェブサイト「県土整備部キャリアNAVI」内において、学生へキャリアイメージを伝えるため、女性職員の“生の声”を紹介している。	—	引き続きキャリア支援ウェブサイト「県土整備部キャリアNAVI」内において、学生へキャリアイメージを伝えるため、女性職員の“生の声”を紹介する。	—	整備企画課
キャリアマッチングセミナーの開催	県の若手女性技術職員等が自らの体験等に基づいて業務の「本質」や正確な「キャリアイメージ」を理工系女子学生に伝え、女性の理工系等進路への興味関心を高めることを目的に、キャリアマッチングセミナーを開催した。 ・開催場所 10か所 ・参加者数 249名（うち女性47名）	—	県の若手女性技術職員等が自らの体験等に基づいて業務の「本質」や正確な「キャリアイメージ」を理工系女子学生に伝え、女性の理工系等進路への興味関心を高めることを目的に、キャリアマッチングセミナーを開催する。 15か所開催予定	—	整備企画課
理工系女子学生への対応の推進	県土整備部インターンシップにおいて、女性技術職員の職場環境や業務内容等について、技術系の若手女性県職員チームと女性研修生との意見交換会を実施し、理工系女子学生に対する対応を推進した。	—	引き続き、若手女性職員チームにより、理工系女子学生に対する対応を推進する。	—	整備企画課
土木系人材県内定着プロジェクト推進事業【平成29年度新規】	—	—	本県建設系企業の業務内容や民間技術者の役割及び職場環境等について幅広く知ってもらうとともに、職業意識向上の機会の提供やキャリア教育の一環として、インターンシップ研修生を募集する。	4,441	整備企画課
女性ロールモデル事例の紹介	理工系分野を含む様々な分野で起業や地域活動、社会貢献活動等にチャレンジする女性を取材し、県ホームページでロールモデルとして紹介している。 平成28年度新規紹介事例6名 (総数36名)	—	引き続き、理工系分野を含む様々な分野で起業や地域活動、社会貢献活動などにチャレンジする女性を取材し、県ホームページでロールモデルとして紹介する。	—	青少年・男女共同参画課

3 女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成

あらゆる分野において女性が積極的に参画できるよう、社会的気運の醸成を図ります。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
奥入瀬サミットプレミアムネットワーク強化事業	<p>女性人財の育成とネットワーク化を目指し、「奥入瀬サミット」を開催するとともに、女性の自立的な活動を継続させていくため、参加者自身が企画運営するセミナー交流会を開催した。</p> <p>①「奥入瀬サミット2016」の開催 ・平成28年9月10日(土)～9月11日(日) 星野リゾート奥入瀬溪流ホテル ・参加者数 69名</p> <p>②「奥入瀬サミット」スピンオフ事業の開催 (1)奥入瀬サミット交流会(東京) ・平成28年11月7日(月) Ao Mo Link～赤坂～(東京都港区) ・主催 奥入瀬サミットサポーターズクラブ ・参加者数 20名 (2)「あおもり」から発信 ダイバーシティ交流会 ・平成28年11月17日(木) A-factory 2階ラウンジ(青森市) ・主催 奥入瀬サミットサポーターズクラブ ・参加者数 8名</p>	6,895	<p>女性人財の育成とネットワーク化を目指し、「奥入瀬サミット」を開催するとともに、女性の自立的な活動を継続させていくため、参加者自身が企画運営するセミナー交流会を開催した。</p> <p>①「奥入瀬サミット2017」の開催 ・平成29年9月23日(土)～9月24日(日) 星野リゾート 奥入瀬溪流ホテル ・参加者数 60名</p> <p>②「奥入瀬サミット」スピンオフ事業の開催 (1)GEWEL オープンフォーラム2017 青森会場兼奥入瀬サミット交流会 ・平成29年11月9日(木) 青森県観光物産館アスパム ・主催 あおもり働き方研究所 共催 NPO法人GEWEL 協力 奥入瀬サミットサポーターズクラブ ・参加者数 8名 (2)革命の起こし方集中講義 ・平成29年11月18日(土) 社会起業大学・九州校(北九州市) ・主催 奥入瀬サミットサポーターズクラブ ・参加者数 19名</p>	6,895	地域活力振興課
いきいき男女共同参画社会づくり事業	<p>男女共同参画社会の実現に向けて、顕著な功績のあった個人及び団体への県知事表彰を平成19年度から実施している。</p> <p>平成28年度受賞者数 功労賞 1名 女性のチャレンジ賞 6個人1団体</p> <p>高校生に男女共同参画への気づきを促すためのパンフレット「みんなが自分らしく！考えてみよう 学校生活での男女共同参画」を13,300部作成した。</p>	276	<p>引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、顕著な功績のあった個人や団体を表彰した。</p> <p>平成29年度受賞者数 女性のチャレンジ賞 2個人1団体</p> <p>高校生向けパンフレット「みんなが自分らしく！考えてみよう 学校生活での男女共同参画」を県内高校に送付し、高等学校家庭科授業等の副教材等として活用してもらえるよう校長会等を通じて依頼した。</p>	276	青少年・男女共同参画課
女性ロールモデル事例の紹介 (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
あおもり女性の活躍ステップアップ事業(企業等における女性の活躍推進の気運醸成) (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	-	青少年・男女共同参画課
女性活躍推進事業(関係機関・団体との連携・協体制構築及び企業の取組促進)【平成29年度新規】 (再掲 重点目標1-4のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課

重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

<施策の方向>

1 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進

長時間労働の是正などの働き方改革を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を評価し、男女がともにその個性と能力を發揮できる職場づくりを促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
結婚から子育て応援企業支援事業 【平成29年度新規】 (再掲 重点目標1-4のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
あおり働き方改革推進企業に対する競争入札参加資格者名簿の等級格付 【平成29年度新規】	-	-	平成29年10月1日付けの名簿から、競争入札参加資格審査申請者を対象に、役務契約及び物品契約に係る競争入札参加資格者名簿記載時の等級格付において、「あおり働き方改革推進企業認証制度」で認定等された事業所等に対して、加算措置を行う。 (競争入札においては、A,B及びCの等級格付に応じて、参加できる入札の予定価格の上限が設定されているが、等級格付は、生産額などの審査項目ごとに付与された数値の合計点により決定されており、付与数値が多くなればより上位の等級に格付けされることから、競争入札参加機会の増に資するものとなる。)	-	行政経営管理課 会計管理課
まち・ひと・しごと創生オールあおり連携促進事業	「企業子宝率調査」を実施し、子育てにやさしい、働きやすい職場について、特徴的な取組事例の普及を図った。	-	「企業子宝率調査」を実施し、子育てにやさしい、働きやすい職場について、特徴的な取組事例の普及を図る。	2,861	企画調整課
あおり女性の活躍ステップアップ事業（働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進）	企業の経営者・管理職等を対象に、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、働き方改革に係るトップセミナー及びイクボスセミナーを開催した。 ・働き方改革トップセミナー 1回、参加者150名 ・イクボスセミナー 3回、参加者152名 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業の登録を行った。 ・平成29年3月末登録企業数 40社	1,712	事業終了	-	青少年・男女共同参画課

2 男性の意識と職場風土の改革

職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進のため、女性だけでなく男性の家事、子育て・介護等への参画と、これを可能にする企業等の取組のための理解を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性活躍推進事業（男性の家事・育児参画促進） 【平成29年度新規】	-	-	男性の家事・育児参画促進に係る普及啓発を行うとともに、イクボスガイドの取組促進のため、イクボス宣言企業募集及びイクボスガイド作成を行う。	2,219	青少年・男女共同参画課
男性の家事・育児参画促進のための情報提供や学習機会の提供	-	-	①県内6地域に設置されている各地域男女共同参画ネットワーク会議と連携して行う学習会のテーマを男性の家事・育児参画推進として各地で開催する。 ②男女共同参画情報誌「クローバーあおり」特別号として、男性の家事・育児参画を促進するためのリーフレット「夫婦 de ミーティング」を作成する。 ③男女共同参画の視点を活かした体験型交流会を開催する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
まち・ひと・しごと創生オールあおり連携促進事業 (再掲 重点目標3-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	企画調整課
あおり女性の活躍ステップアップ事業（働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進） (再掲 重点目標3-1のとおり)	(再掲)		事業終了	-	青少年・男女共同参画課

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

「のびのびあおり子育てプラン」に基づき、社会全体での子育て支援を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
三ツ星保育支援センター運営事業 (保育士・保育所支援センター事業費)	潜在保育士の就職・活用支援や勤務する保育士の相談支援、保育士人材バンク設置、保育士の質を高めるための研修実施、保育所等としての活用を希望する物件と保育事業者とのマッチングを行った。	23,050	潜在保育士の就職・活用支援や勤務する保育士の相談支援、保育士人材バンク設置、保育士の質を高めるための研修実施、保育所等としての活用を希望する物件と保育事業者とのマッチングを行う。	22,795	こどもみらい課
幼稚園教育課程理解推進事業	幼稚園の教育課程編成及び実施に伴う指導上の諸問題について研究協議し、教員の指導力を高め、幼稚園教育の振興充実を図るための協議会を行った。(参加者194名)	185	幼稚園教育要領の改訂を受け、その周知を図るための説明会を、幼稚園教諭等を対象に実施する。	523	学校教育課
地域子育て支援拠点事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	189,496	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	188,576	こどもみらい課
一時預かり事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	164,942	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	183,321	こどもみらい課
子育て短期支援事業(地域子ども・子育て支援事業費補助)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	231	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	387	こどもみらい課
満足度の高い保育環境推進事業	県内3施設に対し、体調不良児等を一時的に保育できるよう、専用スペースの整備やライブカメラの設置費用等に対する補助を行った。	13,135	事業終了	—	こどもみらい課
延長保育促進事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	保護認定を受けた児童に対し、やむを得ない理由により通常の利用日及び時間以外の日又は時間に保育所等において保育を提供する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	174,169	保護認定を受けた児童に対し、やむを得ない理由により通常の利用日及び時間以外の日又は時間に保育所等において保育を提供する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	158,208	こどもみらい課
利用者支援事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	11,614	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	29,210	こどもみらい課
ファミリー・サポート・センター事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	7,646	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	7,600	こどもみらい課
特色教育支援経費補助(預かり保育等)	預かり保育及び子育て支援活動を行う私立幼稚園を有する学校法人に対し、事業に要する経費について補助した。 平成28年度補助実績 1 通常預かり保育に対する補助 50園 2 一般休業日預かり保育に対する補助 25園 3 長期休業日預かり保育に対する補助 51園 4 子育て支援活動に対する補助 75園	159,010	預かり保育及び子育て支援活動を行う私立幼稚園を有する学校法人に対し、事業に要する経費について補助する。 平成29年度補助予定 1 通常預かり保育に対する補助 46園 2 一般休業日預かり保育に対する補助 34園 3 長期休業日預かり保育に対する補助 46園 4 子育て支援活動に対する補助 81園	132,880	総務学事課
認可外保育施設児童対策事業	認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上と子育て支援を図るため、入所児童の健康診断料や保育材料に対する助成を行った。	1,215	認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上と子育て支援を図るため、入所児童の健康診断料や保育材料に対する助成を行う。	651	こどもみらい課

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
病児・病後児保育事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合などの保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育する等の事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	71,651	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合などの保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育する等の事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	70,529	こどもみらい課
あおもりの未来を変える0歳からの家庭教育応援事業	乳幼児期からの家庭教育を推進するため、調査研究や普及啓発のため、以下の事業を実施した。 1 調査研究(0～3歳の子どもを持つ保護者を対象)4回 2 家庭教育支援テレビ番組放映8回(日曜日17:00～17:15青森放送) 3 家庭支援教育フォーラム参加者172名(交流会、トークセッション、シンポジウム、パネル展示) 4 祖父母世代を対象とした研修会 蓬田村130名、弘前市162名、むつ市 82名	6,704	乳幼児期からの家庭教育を推進するため、調査研究や普及啓発のため、以下の事業を実施する。 1 調査研究(4～6歳の子どもを持つ保護者を対象) 2 家庭教育支援テレビ番組放映(主管：県総合社会教育センター) 3 祖父母世代を対象とした研修会(青森県地域婦人団体連合会へ委託) 鱒ヶ沢町、野辺地町、新郷村	2,236	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	すべての子どもを対象として、放課後等に安全・安心な居場所と地域の大人の参画による様々な体験活動を実施する市町村に対して助成を行った。 ・24市町村(中核市を除く)87か所(放課後子ども教室) ・4市町(中核市を除く)8か所(土曜学習)	63,068	すべての子どもを対象として、放課後等に安全・安心な居場所と地域の大人の参画による様々な体験活動を実施する市町村に対して助成を行う。 ・22市町村(中核市を除く)85か所(放課後子ども教室) ・3市町(中核市を除く)6か所(土曜学習)	62,289	生涯学習課
放課後児童健全育成事業(地域子ども・子育て支援事業費補助)	放課後児童クラブを設置する市町村に対して経費の補助を行った。	435,421	放課後児童クラブを設置する市町村に対して経費の補助を行う。	488,826	こどもみらい課
乳幼児はつらつ育成事業費補助	子育てに係る経済的負担の軽減を図り、身体、知能、情操の発達に関して重要な乳幼児の健康の保持増進及び出生育環境の整備を図るため、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行った。	632,986	子育てに係る経済的負担の軽減を図り、身体、知能、情操の発達に関して重要な乳幼児の健康の保持増進及び出生育環境の整備を図るため、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行う。	618,232	こどもみらい課
青森県子ども家庭支援センター総合相談事業	結婚・妊娠・出産及び子育ての不安や悩み、女性や子どもの問題、家庭に関わる様々な相談に電話及び面接で対応した。 ・電話相談193件、来所相談97件	(指定管理業務)	結婚・妊娠・出産及び子育ての不安や悩み、子どもの問題、家庭に関わる様々な相談に電話及び面接で対応する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
あおもり子育て応援パスポート事業(店舗等による子育て支援サービス)	子育て家庭に対し割引等のサービスを行う協賛店を「あおもり子育てわくわく店」として登録し、地域・社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進した。 ・平成29年3月末現在登録店舗数 1,980店舗	(こどもみらい課)	子育て家庭に対し割引等のサービスを行う協賛店を「あおもり子育てわくわく店」として登録し、地域・社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進する。あおもり子育て応援パスポート申込受付・発行及び発送を行う。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
親子に優しい街マップ管理運用事業	親子が県内の子育て支援サービスやあおもり子育て応援わくわく店サービスを利用して安心して子育てが出来るよう、親子に優しい街マップにより情報提供を行った。	(指定管理業務)	親子が県内の子育て支援サービスやあおもり子育て応援わくわく店サービスを利用して安心して子育てが出来るよう、親子に優しい街マップにより情報提供を行う。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
子育て団体活動支援事業	子育てサークルや子育て支援団体が、子育てに関わる学習会等を行う際に講師を派遣した。 派遣回数：10回	(指定管理業務)	子育てサークルや子育て支援団体が、子育てに関わる学習会等を行う際に講師を派遣する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
妊娠・出産・子育て情報機能強化事業	妊産婦やその家族が安心して、妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、各種情報の発信を行った。	3,156	事業終了	—	こどもみらい課

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
子育て支援関係者育成事業	地域における子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を実施した。 実施回数 2回 参加者数 78名	(指定管理業務)	地域における子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を実施する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
子育て広場開催事業	社会全体で子育てをすることの重要性を学ぶとともに、子育て関連団体に交流の機会を提供し、ネットワーク作りを推進するための事業を開催した。 実施回数 1回 参加者数 80名	(指定管理業務)	社会全体で子育てをすることの重要性を学ぶとともに、子育て関連団体に交流の機会を提供し、ネットワーク作りを推進するための事業を開催する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
しあわせ未来予想図	性別役割分担意識によって生きがたさを感じている乳幼児を持つ子育て中の女性に、子育てしながら自分らしく生きることについて考え、一歩踏み出すきっかけとなる講座を開催した。 ・実施回数 5回 ・参加者 のべ52名	(指定管理業務)	性別役割分担意識によって生きがたさを感じている乳幼児を持つ子育て中の女性に、子育てしながら自分らしく生きることについて考え、一歩踏み出すきっかけとなる講座を開催する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
家庭教育相談事業（すこやかほっとライン）	家庭教育について、不安や悩みを持つ親等を対象に、電話や面談、メールによる相談を行った。 ・相談件数46件	393	家庭教育について、不安や悩みを持つ親等を対象に、電話や面談、メールによる相談を行う。	394	総合社会教育センター
ほのぼのコミュニティ21推進事業費	各市町村のほのぼの交流協力員が、在宅の一人暮らし高齢者や障害者等のいる世帯を訪問したほか、見守り活動連絡会の開催や研修会を実施した。 ・ほのぼの交流員数 8,027名	12,114	事業終了	—	健康福祉政策課

4 社会全体で介護を支援する環境づくり

「あおもり高齢者すこやか自立プラン2015」等に基づき、社会全体で介護を支援する環境づくりを推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
介護サービス情報の公表制度支援事業	介護事業所における介護サービスに係る情報をインターネット上で検索できるよう公表した。	8,655	介護事業所における介護サービスに係る情報をインターネット上で検索できるよう公表する。	8,719	高齢福祉保険課
介護員養成研修	高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な訪問介護を提供するため、必要な知識・技能を有する訪問介護員を養成する研修を実施した。 ・平成28年度修了者数878名	—	高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な訪問介護を提供するため、必要な知識・技能を有する訪問介護員を養成する研修を実施する。	—	高齢福祉保険課

重点目標 4 雇用等における男女共同参画の推進

<施策の方向>

1 企業における女性の活躍に関する取組の促進

企業における女性の活躍に関する取組を評価することにより、企業による自主的な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促し、男女が共に能力を発揮できる職場づくりを促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
結婚から子育て応援企業支援事業 【平成29年度新規】 (再掲 重点目標1-4のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
あおり働き方改革推進企業に対する競争入札参加資格者名簿の等級格付 【平成29年度新規】 (再掲 重点目標3-1のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	行政経営管理課・会計管理課
まち・ひと・しごと創生オールあおり連携促進事業 (再掲 重点目標3-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	企画調整課
あおり女性の活躍ステップアップ事業(企業等における女性の活躍推進の気運醸成) (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	-	青少年・男女共同参画課
あおり女性の活躍ステップアップ事業(働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進) (再掲 重点目標3-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	-	青少年・男女共同参画課
子育て女性の就職応援事業	子育て女性等の(再)就職支援を行うとともに、企業側に対しても継続就業の制度化促進及び離職者の受け入れを促す取組を実施した。 ・再就職支援セミナー 33名受講 ・職場体験プログラム 27名受講 ・マッチングイベント 126名参加 ・訪問事業所数 100社 ・行動計画等策定支援事業所 10社	20,573	事業終了	-	労政・能力開発課
女性の就活・定着応援事業 【平成29年度新規】	-	-	あおり女子就活・定着サポーターズを結成し、本県出身女子学生等との交流会や女性活躍推進企業見学会を行い、県内就職・定着促進を図った。 ・交流会 6会場 70名参加 ・企業見学会 27名参加 再就職支援セミナー、職場体験プログラム等を行い、子育て女性の(再)就職を行った。 ・再就職支援セミナー ・職場体験プログラム ・合同企業説明会 60名参加	13,078	労政・能力開発課
女性マーケティング人材育成事業 【平成29年度新規】	-	-	食品製造業を主とした県内中小企業の女性従業員を対象にマーケティング研修やマーケティング育成講座を開催し、企業の商品開発力強化を図った。	7,000	産業立地推進課

2 女性の活躍の理解促進

女性の活躍の気運を高め、企業の取組を促すため、企業経営者・管理職等の理解を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおり女性の活躍ステップアップ事業(企業等における女性の活躍推進の気運醸成) (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	-	青少年・男女共同参画課
女性活躍推進事業(関係機関・団体との連携・協力体制構築及び企業の取組促進) 【平成29年度新規】 (再掲 重点目標1-4のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
男女共同参画職員研修	あおり女性の活躍ステップアップ事業により開催したセミナー及びフォーラムを行政関係職員の研修としても位置づけ、県及び市町村職員の理解促進を図った。	-	行政関係職員の意識啓発に向けて、男女共同参画に関する研修会を開催する。	-	青少年・男女共同参画課

3 希望に応じた多様な働き方を可能にする就業環境の整備

希望に応じた柔軟で多様な働き方を選択することができ、その個性と能力を十分に発揮できるよう、就業環境の整備を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
離職者等再就職訓練事業	離職者等の早期就職支援を図るため、民間教育訓練機関を活用した多様な訓練機会を提供した。 平成28年度実績 930名修了、660名就職	675,169	離職者等の早期就職支援を図るため、民間教育訓練機関を活用した多様な訓練機会を提供し、918名が受講した。(12月末現在)	609,649	労政・能力開発課
勤労女性講座	働く女性の福祉向上を図るため、青森・弘前・八戸・むつの4市で勤労女性講座を開催し、419名が参加した。	162	働く女性の福祉向上を図るため、青森・弘前・八戸の3市で勤労女性講座を開催し、494名が参加した。	162	労政・能力開発課
青森県労働講座	労使関係の安定化と福祉向上を図るため、県内事業所の労使関係者及び一般県民を対象として、青森・弘前・八戸の3市で青森県労働講座を開催し、237名が参加した。	415	労使関係の安定化と福祉向上を図るため、県内事業所の労使関係者及び一般県民を対象として、青森・弘前・八戸の3市で青森県労働講座を開催する。(2月予定)	435	労政・能力開発課
育児・介護休業者生活安定資金融資制度	育児・介護休業している労働者を対象に生活資金の融資枠を設けることにより、育児・介護休業制度の利用促進及び労働者の生活の安定を図った。	1,914	育児・介護休業している労働者を対象に生活資金の融資枠を設けることにより、育児・介護休業制度の利用促進及び労働者の生活の安定を図った。	1,810	労政・能力開発課
子育て女性の就職応援事業 (再掲 重点目標4-1のとおり)	子育て女性等の(再)就職支援を行うとともに、企業側に対しても継続就業の制度化促進及び離職者の受け入れを促す取組を実施する。 ・再就職支援セミナー 33名受講 ・職場体験プログラム 27名受講 ・マッチングイベント 126名参加 ・訪問事業所数 100社 ・行動計画等策定支援事業所 10社	20,573	事業終了	—	労政・能力開発課
あおり女性の活躍ステップアップ事業(企業等における女性の活躍推進の気運醸成)(再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	—	青少年・男女共同参画課
あおり女性の活躍ステップアップ事業(働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進)(再掲 重点目標3-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	—	青少年・男女共同参画課
女性活躍推進事業(関係機関・団体との連携・協力体制構築及び企業の取組促進)【平成29年度新規】(再掲 重点目標1-4のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
結婚から子育て応援企業支援事業【平成29年度新規】(再掲 重点目標1-4のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
女性の就活・定着応援事業【平成29年度新規】(再掲 重点目標4-1のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	労政・能力開発課

4 女性の起業支援

女性の起業する際の課題に配慮した支援を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
起業家養成研修事業	創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、ビジネスプランの作成方法や創業準備段階における基礎知識、創業事例等を学ぶ研修会を開催した。 起業家養成研修参加者数 59名 (うち女性は19名)	1,822	創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、ビジネスプランの作成方法や創業準備段階における基礎知識、創業事例等を学ぶ研修会を開催する。 起業家養成研修参加者数 55名 (うち女性は22名)	1,782	地域産業課
創業・起業支援強化推進事業	インキュベーション・マネジャー（IM）を活用した伴走型支援や創業支援拠点の整備を進めるとともに、幅広い世代に向けた起業意識の醸成、U I J ターン創業の促進など県内各地での創業事例の創出を推進した。 創業支援拠点新規利用者数 475名 創業支援拠点における創業者数 110名 (うち女性は39名)	28,390	インキュベーション・マネジャー（IM）を活用した伴走型支援や創業支援拠点の整備を進めるとともに、幅広い世代に向けた起業意識の醸成、U I J ターン創業の促進など県内各地での創業事例の創出を推進する。 ※どちらも平成29年12月末時点 創業支援拠点新規利用者数 354名 創業支援拠点における創業者数 102名 (うち女性は41名)	28,344	地域産業課
青森県未来を変える挑戦資金（女性融資利率優遇あり）	県内で中小企業者として創業する者や、県内に事業所を有し、前向きな事業に取り組む中小企業者に対する融資制度として未来を変える挑戦資金を実施した。 若者・女性・U I J ターンによる創業の場合、融資利率を優遇している。 平成28年度実績 430件 6,842,968千円	2,512,000	県内で中小企業者として創業する者や、県内に事業所を有し、前向きな事業に取り組む中小企業者に対する融資制度として未来を変える挑戦資金を実施する。 若者・女性・U I J ターンによる創業の場合、融資利率を優遇する。 平成29年度融資枠 12,000,000千円	6,596,000	商工政策課
農山漁村女性起業チャレンジ支援事業	農山漁村地域における女性起業の売上額を拡大し、地域の活性化を図っていくため、若手女性起業家を育成・確保するとともに、女性起業間や異業種との交流を促進した。 1 若手女性起業家の育成・確保 ・若手女性起業チャレンジセミナー（17回） ・女性起業インターンシップ（1件） 2 若手女性起業チャレンジ支援 ・起業活動に取り組む若手女性への支援（3件） 3 女性起業ネットワーク活動 ・地域段階の交流会開催（12回） ・女性起業家間や異業種との共同プロジェクト共同で行う女性起業への支援（1件）	3,728	事業終了	—	農林水産政策課
女性起業育成・フォローアップ事業【平成29年度新規】	—	—	平成29～31年度の間、女性農山漁業者を対象に、本格的な起業を目指す農山漁村女性に対して、新商品開発や機器整備を支援するほか、事業拡大を目指す女性起業のフォローアップなどにより、地域の活性化を図る。 1 女性起業の育成支援 ・女性起業セミナー開催 ・女性起業インターンシップの実施 ・女性起業の加工品等の展示や成果発表会の開催 2 農山漁村女性の起業支援 新商品開発、機器整備、販売促進費等を支援 3 女性起業へのフォローアップ ・女性起業の実態調査 ・個別課題の解消に向けた指導・助言	3,680	農林水産政策課

5 女性就業人口が少ない分野での女性の活躍推進

技術職や研究職など、女性就業人口の少ない分野において、希望に応じて女性が活躍できるよう取組を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性建設技術者活き活き事業	女性建設技術者が働く環境の改善や女性 の入職促進を図るため、女性建設技術者 のネットワーク会議及びフォーラムを開 催した。 1 女性のネットワーク構築・推進 ・他女性建設技術者団体との意見交換会 (1回) ・女性建設技術者による現場見学会 (1回) ・女性活躍先進企業視察(1回) 2 女性活躍の意識啓発、機運醸成 ・建設業女性活躍推進フォーラム開催 (11月開催、104名参加)	1,095	事業終了	—	監理課
建設業女性活躍推進事業 【平成29年度新規】	—	—	建設産業の担い手確保対策として、女性 活躍推進の流れを加速・定着させるた め、ネットワーク会議や業界団体と連携 して、建設業への入職・定着・登用の促 進に向けた取組を実施する。 1 意識啓発・環境改善 ・建設企業経営者と女性建設技術者との 意見交換会(2回) ・女性の活躍に積極的な企業の取組事例 の紹介 2 入職促進 ・女子学生と女性建設技術者との懇話会 (2回) ・女性建設技術者の活躍に関する情報発 信 3 ネットワーク推進・意識向上 ・女性建設技術者ネットワーク会議総会 の開催(2回) ・女性建設技術者向けキャリアセミナー (1回)	3,117	監理課
下北ドボジョスキルアップ事業	県、市町村、地元建設会社の建設関係に 従事する女性(ドボジョ)29名が参加 し、小・中学生への土木施設見学会を実 施した。 1 研修会3回実施(7月) 小・中学生への見学対象施設を現場視 察し、見学会の内容について検討を行っ た。 2 見学会の実施(9月) 第一田名部小学校5年生65名、 大平小学校4年生90名、 むつ中学校1年生66名、 苫生小学校5年生102名参加	2,121	事業終了	—	下北地域県 民局地域整 備部

重点目標5 農林水産業・自営の商工業等における女性の経営参画

<施策の方向>

1 農林水産業や自営の商工業等に従事する女性が活躍できる環境づくり

農林水産業や自営の商工業等に従事する女性が活躍できる環境づくりを推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
未来につながる青森農業普及活動推進事業 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課
林業後継者活動支援事業 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	林政課
浜の未来を担う人財ステップアップ事業 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	水産振興課
農山漁村女性起業チャレンジ支援事業 (再掲 重点事業4-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	—	農林水産政策課
家族協定締結の支援	家族経営協定の締結拡大に向け、新規就農者や後継者、女性起業家への啓発活動と協定締結を支援した。 ・締結農家数 1,275戸(平成28年3月末現在)	—	家族経営協定の締結拡大に向け、新規就農者や後継者、女性起業家への啓発活動と協定締結を支援する。	—	農林水産政策課
農山漁村「地域経営」担い手育成システム確立促進事業	「地域の担い手は地域が育てる」仕組を構築するため、地域の主体的な取組と創意工夫による地域提案の取組を公募し、定額補助した。 事業実施主体：38市町村の地域担い手育成総合支援協議会等 (参考) 地域経営体数(28年度末)：269経営体	50,000	事業終了	—	構造政策課
女性農業者の活躍応援事業 【平成29年度新規】	—	—	平成29～30年度の間、女性農林漁業者を対象に、女性ならではの視点・発想を生かした地域貢献プロジェクト活動を支援し、女性の活躍による地域コミュニティの強化と農山漁村の活性化を図る。 1 女性農業者の交流の場づくりと啓発 (1) 仲間づくり交流会の開催 (2) 地域貢献活動啓発セミナーの開催 2 地域貢献プロジェクト活動支援 (1) 地域貢献プロジェクト活動支援 (2) プロジェクト活動発表会の開催 (3) プロジェクト活動の情報発信	4,230	農林水産政策課
農山漁村「地域経営」レベルアップ事業 【平成29年度新規】	—	—	平成29～30年度の間、市町村(地域担い手育成総合支援協議会等)及び地域経営体等を対象に、「地域の担い手は地域が育てる」仕組を構築するため、地域の主体的な取組と創意工夫による地域提案の取組を公募し、定額補助する(地域マネジメント事業)。また、地域経営体がレベルアップするために必要な経営発展又は地域貢献に係る機会や設備の導入を支援する(地域経営体発展支援事業)。 ※どちらも平成29年12月末時点 1 地域マネジメント事業 20市町村 2 地域経営体発展支援事業 16地域経営体	50,000	構造政策課
中南地域「農のふれカフェ」推進事業 【平成29年度新規】 (再掲 重点目標2-1のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	中南地域県民局地域農林水産部
女性起業育成・フォローアップ事業 【平成29年度新規】 (再掲 重点目標4-4のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課

2 農林水産業や自営の商工業等の分野における政策・方針決定過程への女性参画の促進

農山漁村の活性化や産業振興のために、男女が対等なパートナーとして活躍できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
未来につながる青森農業普及活動推進事業 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課
若手後継者等育成事業	商工会議所、商工会の女性部等の活動、及び女性部員の資質向上のための研修会等の開催に対して支援した。	20,400	商工会議所、商工会の女性部等の活動、及び女性部員の資質向上のための研修会等の開催に対して支援した。	20,733	商工政策課
関係団体・市町村等への意識啓発	青森県農業協同組合中央会と連携しながら、各農協組合長とのトップヒアリングなどを通じて、男女共同参画の趣旨や女性役員の登用の意義を説明して、女性役員登用に向けた取組を促した。	-	青森県農業協同組合中央会と連携しながら、各農協組合長とのトップヒアリングなどを通じて、男女共同参画の趣旨や女性役員の登用の意義を説明して、女性役員登用に向けた取組を促した。	-	団体経営改善課
関係団体・市町村等への意識啓発	農業委員会に対して、女性農業委員の登用について配慮するよう指導した。市町村、農業委員会を対象とした研修会において、女性農業委員の登用について配慮するよう指導した。	-	市町村に対して、女性農業委員の登用について配慮するよう指導した。	-	構造政策課

3 広域的なネットワークづくりや異業種間交流の推進

女性が経営等に積極的に参画し、活躍の場を広げるため、広域的なネットワークづくりや異業種間交流を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおり女性の活躍ステップアップ事業（「あおり輝く女性ネットワーク推進会議」による女性人財の交流促進） (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	-	青少年・男女共同参画課
奥入瀬サミットプレミアムネットワーク強化事業 (再掲 重点目標2-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	地域活力振興課
『かみきた畑美人』美・食・楽クローズアップ事業	若手農業女性を女性の視点で「美」や「食」と「農業」を組み合わせた楽しく参加しやすい講座へ誘導し、ネットワーク化を図ると共に上北地域の農業、農産物を広く楽しく県内外へPRした。 1 「かみきた畑美人」のネットワーク化 ・登録者63名 2 次世代農業女性リーダーの育成 ・かみきた畑美人講座の開催（7回） 3 かみきた農業・農産物イメージアップ大作戦 ・情報発信イベント開催 県内1回、県外2回 ・facebookページの運営	1,929	事業終了	-	上北地域県民局地域農林水産部
農山漁村女性起業チャレンジ支援事業 (再掲 重点目標4-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	-	農林水産政策課
女性農業者の活躍応援事業【平成29年度新規】 (再掲 重点目標5-1のとおり)	-	-	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり

重点目標6 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

＜施策の方向＞

1 ひとり親家庭への支援

母子家庭の母などの経済的自立と生活の安定を図るための支援を行うとともに、子どもの学習を支援し、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
ひとり親家庭等就業生活支援事業	母子家庭、寡婦および父子家庭に介護人を派遣し、無料で必要な介護や保育を行ったり、家事援助を行った。	1,992	母子家庭、寡婦および父子家庭に介護人を派遣し、無料で必要な介護や保育を行ったり、家事援助を行う。	1,825	こどもみらい課
母子自立支援プログラムの策定	母子家庭の母の就業・自立支援策として、各福祉事務所の母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員の業務を兼務し、自立に意欲のある児童扶養手当受給者の相談に対して、自立支援計画書を作成し、併せて母子家庭等就業・自立支援センター事業等の必要な説明や情報提供、連絡調整を行った。	55	母子家庭の母の就業・自立支援策として、各福祉事務所の母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員の業務を兼務し、自立に意欲のある児童扶養手当受給者の相談に対して、自立支援計画書を作成し、併せて母子家庭等就業・自立支援センター事業等の必要な説明や情報提供、連絡調整を行う。	55	こどもみらい課
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行った。	469,890	母子家庭、父子家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行う。	480,170	こどもみらい課
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭・寡婦及び父子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付を行った。	369,381	母子家庭・寡婦及び父子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付を行う。	263,891	こどもみらい課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給した。	1,581,608	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する。	1,584,551	こどもみらい課
母子自立支援員による相談	母子・父子家庭及び寡婦を対象に相談・就労指導等を行うため、母子自立支援員による相談を実施した。 ・相談件数 7,416件	12,436	母子・父子家庭及び寡婦を対象に相談・就労指導等を行うため、母子自立支援員による相談を実施する。	11,322	こどもみらい課
家庭福祉対策教育支援貸付事業	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対する、大学入学時奨学金を設立し、大学入学時に必要となる入学金等の一時的経費の貸付を行った。	115,691	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対する大学入学時奨学金により、大学入学時に必要となる入学金等の一時的経費の貸付を行う。	113,440	こどもみらい課
こどもサポートゼミ開催事業	貧困の連鎖を解消するため、学習塾の費用を捻出することが困難な生活困窮世帯及びひとり親世帯の児童等に対する学習機会の確保のため、学習講習会を開催した。	18,437	事業終了	—	こどもみらい課

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

女性等であることで複合的に困難な状況に置かれることがないよう、人権尊重や男女共同参画の視点からの取組を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
生活困窮者自立相談支援事業	複合的な課題を抱えた生活困窮者の相談を受け付け、支援プランを作成し、関係機関をつなぐなど自立の支援を行った。 ・新規相談受付件数：593件 ・支援プラン作成件数：251件 ・新規就労支援対象者数：105名	54,871	複合的な課題を抱えた生活困窮者の相談を受け付け、支援プランを作成し、関係機関をつなぐなど自立の支援を行う。	55,159	健康福祉政策課
民生委員による相談・支援	地区住民の生活状況の把握や要支援者に対する相談・援助等を行う民生委員・児童委員の活動等に要する経費を市町村に交付した。 ・民生委員定数：2,756名（※H29.1.1から八戸市が中核市に移行したため定数は2,062名に変更。） ・相談、支援件数：60,912件 ・活動日数：延べ247,433日（※青森市を除く。H29.1～3月は八戸市を除く。）	137,013	地区住民の生活状況の把握や要支援者に対する相談・援助等を行う民生委員・児童委員の活動等に要する経費を市町村に交付する。 ・民生委員定数：2,062名 （※中核市を除く。）	115,229	健康福祉政策課
青森県介護実習・普及センター事業	県民に対し介護知識・技術を普及するため、高齢者介護の実習等の事業を実施した。（社会福祉法人青森県社会福祉協議会に事業委託）	4,898	県民に対し介護知識・技術を普及するため、高齢者介護の実習等の事業を実施する。（社会福祉法人青森県社会福祉協議会に事業委託）	4,589	高齢福祉保険課

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
若者の社会参加促進事業	若者の社会参加を促進することを目的に、社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向けたキャンプを実施するとともに、社会教育施設を拠点に若者と地域、若者同士の出会いやつながりを形成する以下の事業を実施した。 1 チャレンジキャンプ ・チャレンジキャンプ(8/28) 参加人数 2名 ・みんなでチャレンジキャンプ(10/29) 参加人数2名 2 若者の拠点づくり支援 ・9市町で実施(平川市、六ヶ所村、青森市、七戸町、中泊町、三沢市、十和田市、鱒ヶ沢町、五所川原市) ・参加者合計数120名	774	若者の社会参加を促進することを目的に、社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向けた自然体験・交流塾を実施するとともに、社会教育施設を拠点に若者と地域、若者同士の出会いやつながりを形成するために以下の事業を実施する。 1 自然体験・交流塾 ・第1回自然体験・交流塾(日帰り) ・第2回自然体験・交流塾(1泊2日) ・みんなで自然体験・交流塾(日帰り) 2 若者の拠点づくり支援 ・12市町村、各1～2回派遣する(他市町村との連携も可。)	765	生涯学習課
青森県長寿社会振興センター運営事業	高齢者が知識と経験を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会活動を行っていくための各種事業を実施した。(社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に事業委託) 平成28年度に実施した主な事業 ・あおりシニアフェスティバル ・青森シニアカレッジ ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣 ・長寿な生活調査・発信事業	37,260	高齢者が知識と経験を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会活動を行っていくための各種事業を実施する。(社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に事業委託) 平成29年度に実施した主な事業 ・あおりシニアフェスティバル ・青森シニアカレッジ ・全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣 ・長寿な生活調査・発信事業	36,662	高齢福祉保険課
青森県福祉人材センターの運営事業	福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事業従事者研修事業、福祉人材確保相談事業等により、潜在的マンパワーの掘り起こしや豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保・養成を行った。 ・福祉人材無料職業紹介事業 相談件数 2,307件 ・社会福祉事業従事者等に対する研修 研修会等開催回数 13回 ・福祉人材確保相談事業 相談会等開催回数 27回	35,138	福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事業従事者研修事業、福祉人材確保相談事業等により、潜在的マンパワーの掘り起こしや豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保・養成を行う。 ・福祉人材無料職業紹介事業 ・社会福祉事業従事者等に対する研修 ・福祉人材確保相談事業	34,259	高齢福祉保険課
シルバー人材センター育成援助事業	シルバー人材センター事業の普及啓発や各種講習会等を実施している青森県シルバー人材連合会に対し、事業費等を補助した。 1 会員数 6,910名 2 受注件数 38,603件 3 契約金額 2,784,633千円	9,106	シルバー人材センター事業の普及啓発や各種講習会等を実施している青森県シルバー人材連合会に対し、事業費等を補助した。	9,106	労政・能力開発課
バリアフリーマップ運営管理事業	県内の公共施設、公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化について実態調査した結果をホームページで公開した。	1,026	県内の公共施設、公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化について実態調査した結果をホームページで公開する。	1,025	障害福祉課
障害者社会参加推進センター運営事業	障害者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に障害者社会参加推進センターを設置するほか、青森県障害者社会参加推進協議会の設置・運営や、障害者110番運営事業等を行った。	518	障害者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に障害者社会参加推進センターを設置するほか、青森県障害者社会参加推進協議会の設置・運営や、障害者110番運営事業等を行う。	518	障害福祉課
障害者雇用の促進	障害者の雇用の促進を図るため、優良事業所見学会(H28・6回、7事業所)や短期職場実習(H28、21件)を実施した。	10,956	障害者の雇用の促進を図るため、優良事業所見学会や短期職場実習を実施した。	10,956	労政・能力開発課
外国人被害者に対する外国語通訳の確保	人身取引被害女性の支援にあたり、必要な通訳を確保する。 平成28年度実績 0件	10	人身取引被害女性の支援にあたり、必要な通訳を確保する。	10	女性相談所
外国語青年招致事業	国際時代に対応した行政施策の推進や語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員(CIR)、外国語指導助手(ALT)を配置した。 ・CIR 計16名(女性10名、男性6名) ・ALT 計129名(女性61名、男性68名)	3,644	国際時代に対応した行政施策の推進や語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員(CIR)、外国語指導助手(ALT)を配置する。	3,616	誘客交流課
国際交流ラウンジの管理運営事業	県民の国際交流・国際理解の促進を図り、県民と県内在住外国人等との交流の場を提供するため、各種相談窓口、資料閲覧コーナー等の機能を備えた国際交流ラウンジの管理運営を行った。(公財)青森県国際交流協会に委託)	6,926	県民の国際交流・国際理解の促進を図り、県民と県内在住外国人等との交流の場を提供するため、各種相談窓口、資料閲覧コーナー等の機能を備えた国際交流ラウンジの管理運営を行う。(公財)青森県国際交流協会に委託)	6,926	誘客交流課
性同一性障害等に係る児童生徒への学校におけるきめ細かな対応等	県内すべての公立小中高特別支援学校へきめ細かな対応を求める通知を配布したり、教員研修会において話題にするなど啓発に努めた。	-	県内すべての公立小中高特別支援学校へきめ細かな対応を求める通知を配布したり、教員研修会において話題にするなど啓発に努める予定である。	-	学校教育課

重点目標7 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

<施策の方向>

1 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

環境分野をはじめ、地域社会における組織・団体の活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう男女共同参画の理解を深め、活力ある地域社会の形成を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもり共助社会づくり基盤整備事業	<p>社会貢献活動を行う団体が自主的・自立的に活動しやすい環境を整備し、共助社会づくりを推進するため、NPO法人等を対象とした講座等を開催するとともに、専門知識を持つ人材（プロボノ）やシニアの社会貢献活動参加を促すフォーラムを開催した。</p> <p>1 企画立案能力のブラッシュアップ講座の開催（青森市、八戸市×2回） (1) 参加人数 延べ40名 (2) 内 容 共感を得て活動を発展させるための企画立案ワークショップ等 2 資金獲得の手法に関するセミナーの開催（青森市、八戸市） (1) 参加人数 37名 (2) 内 容 クラウドファンディングの概要説明及び実習等 3 ボランティア・社会貢献活動促進フォーラムの開催（青森市） (1) 参加人数 80名 (2) 内 容 有識者及び認定NPO法人代表理事による基調講演</p>	4,467	<p>社会貢献活動を行う団体が自主的・自立的に活動しやすい環境を整備し、共助社会づくりを推進するため、NPO法人等を対象としたセミナー等を開催する。</p> <p>1 持続可能な社会貢献活動促進シンポジウムの開催（青森市） (1) 参加人数（見込み）約30名 (2) 内 容 持続可能な社会貢献活動とするための考え方等に関する講演及びNPO法人が実施した調査・研究成果報告等 2 プロボノセミナーの開催（青森市） (1) 参加人数（見込み）約50名 (2) 内 容 プロボノについて理解を深めるための講演等</p>	4,505	県民生活文化課
あおもりウィメンズアカデミーの開催 （再掲 重点目標2-1のとおり）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
男女共同参画地域ネットワーク活動支援事業企画運営	<p>学習会等を通じて、県内6地域にある男女共同参画ネットワークの各団体及び地域の住民が、地域における男女共同参画の課題について気づき、解決していく糸口を考える場を提供した。</p> <p>①地域ネットワーク学習会 ・県内6地域で開催 ・参加者延べ205名 ②地域ネットワーク活動支援事業情報交換会 ・各地域における地域ネットワークの活動についての事例発表や情報交換を実施 ・参加者33名</p>	(指定管理業務)	<p>学習会等を通じて、県内6地域にある男女共同参画ネットワークの各団体及び地域の住民が、地域における男女共同参画の課題について気づき、解決していく糸口を考える場を提供する。</p> <p>①地域ネットワーク学習会 ・県内6地域で開催 ②地域ネットワーク活動支援事業情報交換会 ・アピオあおもりにおいて開催</p>	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
下北まちづくりプレーヤーレベルアップ事業	<p>今後の地域づくりを担う若手人材のスキル・マインドアップを目的に、より実践的な技法を学ぶための研修会を開催したほか、既存団体とのネットワーク形成を目的に、若手人材と既存団体によるイベント運営等を支援するまちづくり活動インターンを実施した。</p> <p>1 下北若手人材育成塾の開催（5回） 7月～3月（下北管内）、延べ参加者数128名 2 まちづくり活動インターンの実施（14回）</p>	2,320	<p>今後の地域づくりを担う若手人材のスキル・マインドアップを目的に、より実践的な技法を学ぶための研修会を開催したほか、若手人材の主体性の育成を目的に、若手人材を講師としたまちづくり講座を開催した。また、地域づくりの意識啓発を図るため、下北まちづくりフォーラムを開催する。</p> <p>※参加者数は平成29年12月末時点 1 下北若手人材育成塾の開催（3回） 9月～11月、延べ参加者数47名 2 まちづくり講座の開催（5回）7月～12月、延べ参加者数79名 3 下北まちづくりフォーラム（3月開催予定）</p>	2,280	下北地域県民局地域連携部
青森県いきいき男女共同参画社会づくり事業 （再掲 重点目標2-3のとおり）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課

1 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
未来につながる青森農業普及活動推進事業 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課
もったいない・あおもり県民運動	県民・事業者・行政が一体となって「もったいない」を合言葉に環境配慮行動に取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係団体との連絡調整、普及啓発等を行った。 ①もったいない・あおもり県民運動推進会議の開催 関係団体で構成される県民運動推進会議と市町村・一部事務組合で構成される県民運動行政部会が一堂に会する合同会議を開催し、本県の状況を説明したうえで、3Rや省エネルギーなどの取組強化を要請した。 ②もったいない・あおもり県民運動推進大会の開催 県民総参加でごみ減量・リサイクル、省エネルギー等環境に配慮した取組を推進する気運醸成を図るため、広く県民を対象に推進大会を開催し、関係団体の表彰、県の取組の紹介、生ごみ減量についての講演を行った。	1,317	県民・事業者・行政が一体となって「もったいない」を合言葉に環境配慮行動に取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係団体との連絡調整、普及啓発等を行った。 ①もったいない・あおもり県民運動推進会議の開催 ②もったいない・あおもり県民運動10周年記念大会の開催	3,239	環境政策課
生ごみ減量実践促進事業	「食材は使いきる」「料理は食べきる」「生ごみは水気をきる」の3つの「きる」について、広く県民運動として日常生活の実践を促す普及啓発活動を展開した。 ①テレビCMによる重点広報 9～10月の間、県内民放3社において計90本のテレビCMを放送した。 ②3つの「きる」実践促進講習会の開催 青森県食生活改善推進員を対象に、県内6地区(青森、弘前、八戸、西北五、上十三、下北)で開催した。 ③普及啓発グッズとチラシの作成・配付 各種講習会、環境関連イベント等の機会を捉え、普及啓発グッズとチラシの配付を行った。 ④料理は食べきる強化月間の実施 12月～1月の間、宴会時における料理の食べ残し(食品ロス)を削減するため、「料理は食べきる強化月間」を展開した。	7,976	「食材は使いきる」「料理は食べきる」「生ごみは水気をきる」の3つの「きる」について、広く県民運動として日常生活の実践を促す普及啓発活動を展開する。 ①テレビCMによる重点広報 ②3つの「きる」実践促進のための普及啓発活動の実施 ③パンフレットと水切りグッズ(水切り器と水切りネット)による普及啓発 ④料理は食べきる強化月間の実施	7,623	環境政策課
地球にやさしい暮らしかた普及推進事業	地球温暖化問題に関する普及啓発に取り組んだ。 ①エコキャラバン事業を県内11か所で実施した。 ②家庭での節電に取り組むCO ₂ CO ₂ (コソコソ)削減チャレンジ事業に約200世帯の県民が参加した。 ③環境に配慮した事業所である「あおもりECOにこオフィス・ショップ」の認定件数は946件となった。	8,986	県民等の環境配慮行動促進に向けた取組である「あおもりエコの環スマイルプロジェクト」の拡大に向けた取組を行う。 ①エコキャラバン事業を11か所で実施のほか、エコ商店街のモデル事例を創出。 ②夏季及び冬季にCO ₂ CO ₂ (コソコソ)削減チャレンジ事業を実施。 ③「あおもりECOにこオフィス・ショップ」の認定事業を実施。	6,452	環境政策課

1 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
ごみ減量・リサイクル緊急強化事業	<p>市町村との連携によるキャンペーンを強力に展開し、全国値を下回る紙類の資源化量増加につなげるため、特に雑紙の資源回収強化に取り組んだほか、市町村のごみ処理最適化・見える化に向けた取組の促進・支援を行った。</p> <p>①ごみ減量・リサイクル強化キャンペーン 6月から2か月間、市町村と連携した重点広報（テレビ・ラジオCM、ポスター広告）を展開し、合わせてごみ減量リサイクル実践ガイドブック及び古紙リサイクルセンター利用ガイドの作成・配付を行った。</p> <p>②小学生雑紙回収チャレンジ事業 県内小学校を対象に、夏休み中、親子で雑紙の資源回収に取り組んでもらい、児童1人当たり回収量の多い上位20校を表彰した。</p> <p>③市町村との個別打合せ 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成を促し、分かりやすい形でのごみ処理費用の公表モデルを端緒とした「見える化」を進めるとともに、追加施策の導入と既導入施策の効率的実施について検討した。</p>	15,579	事業終了	—	環境政策課
3R推進機能ステップアップ事業【平成29年度新規】	—	—	<p>短期集中型の重点広報や雑紙回収強化の実績を踏まえた県民の3R実践、適正分別と減量化による事業者の3R実践及び市町村のごみ処理最適化・見える化に向けた取組について、促進・支援する。</p> <p>①3R推進ステップアップキャンペーン ・短期集中型の重点広報（テレビ・ラジオCM、ポスター広告）を展開 ・県広報（県民だより、テレビ3回）の活用による広報 ・古紙回収促進ウィークを設定し、古紙リサイクルセンターの来場者へ古紙分別グッズの配布</p> <p>②小学生雑紙ステップアップ事業 小学生を対象とした雑紙回収のほか、3R推進の標語募集と雑紙の資源化ルート調査を実施。</p> <p>③事業系一般廃棄物の適正分別、減量化チラシ、減量化マニュアルの作成等により、事業者の3R実践を促進。</p> <p>④一部事務組合構成市町村単位での個別打合せ 一般廃棄物会計基準に基づく財務書類の作成を促し、分かりやすい形でのごみ処理状況の「見える化」を進めるとともに、追加施策の導入と既存施策の効率的実施について検討。</p>	14,428	環境政策課

2 市町村の取組促進

市町村における男女共同参画基本計画の策定等により、地域での男女共同参画の取組を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
市町村男女共同参画基本計画の改定、女性活躍推進計画策定に係る助言等	<p>市町村における男女共同参画社会づくりに向けた基本計画改定等を支援するため、市町村計画が期間満了となる5市町村（八戸市、五所川原市、つがる市、平川市、新郷村）に対して、担当者との連携を密にして進捗状況を確認するとともに、女性の登用率のデータ等必要な情報提供を行う等により支援した。</p> <p>・市町村における男女共同参画基本計画の策定率 100% (H28.4)</p> <p>・女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率 2.5% (H28.4)</p>	—	<p>市町村における男女共同参画社会づくりに向けた基本計画改定等を支援するため、市町村計画が期間満了となる1市に対して、担当者との連携を密にして進捗状況を確認するとともに、女性の登用率のデータ等必要な情報提供を行う等により支援する。</p> <p>・平成29年度中に男女共同参画基本計画期間が満了する市町村：弘前市</p>	—	青少年・男女共同参画課
男女共同参画職員研修（再掲 重点目標4-2のとおり）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課

重点目標 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<施策の方向>

1 女性に対する暴力根絶の取組の推進

配偶者等からの暴力（DV）、交際相手からの暴力、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアルハラスメント等、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための取組を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
DV防止広報事業	DV防止リーフレット等を作成・配布し、DV防止について県民の正しい理解の普及に努めた。	956	DV防止リーフレット等を作成・配布し、DV防止について県民の正しい理解の普及に努める。	683	こどもみらい課
有害図書類等点検・立入調査事業	青森県青少年健全育成条例に基づき青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定と自動販売機等の収納されている図書類等の点検を行った。 ・条例第12条に基づく図書類の指定雑誌24冊 ・図書類等収納自動販売機設置台数67台 設置箇所20箇所（県内11市町村）	1,262	青森県青少年健全育成条例に基づき青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定と自動販売機等の収納されている図書類等の点検を行う。	1,219	青少年・男女共同参画課
男女共同参画センター相談業務	男女共同参画の視点に立って、様々な悩みや問題に応える総合的な相談窓口として、電話及び面接による相談を行い、相談者が自らの力で問題解決できるように援助した。 ・電話相談 898件 ・面接相談 118件 (一般相談52件、専門相談66件)	(指定管理業務)	男女共同参画の視点に立って、様々な悩みや問題に応える総合的な相談窓口として、電話及び面接による相談を行い、相談者が自らの力で問題解決できるように援助する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
女性に対する暴力防止キャンペーン	THE Body Shop青森中三店と合同で、店内での「パープルリボンキャンペーンin青森 中三本店」を開催し、DV意識調査、ポスター掲示や啓発チラシ・ティッシュ配布を行い、啓発した。また、アスパムにおいてパープルライトアップキャンペーンを実施した。 DV意識調査参加者数 91名	—	内閣府が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、パープルライトアップキャンペーン（「アスパム」）及びパープルリボンキャンペーン（県内大規模店舗、商店街等）を実施する。	—	県男女共同参画センター
ストーカー・DV等被害者保護対策事業	積極的な広報活動により、ストーカー事案の早期相談を呼びかけたほか、ストーカー・DV担当警察職員を対象に研修会を開催し、相談対応能力の向上を図るとともに、警察署に女性アドバイザーを配置して、ストーカー・DV相談等の女性対象暴力相談体制を整備している。 ・人身安全関連事業担当者研修会 4月18日(月) 県警察学校(青森市)	488	積極的な広報活動により、ストーカー事案の早期相談を呼びかけたほか、ストーカー・DV担当警察職員を対象に研修会を開催し、相談対応能力の向上を図るとともに、相談体制を整備している。 ・人身安全関連事業担当者研修会 5月12日(金) 県警察学校(青森市)	379	警察本部生活安全企画課
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置 【平成29年度新規】	—	—	性暴力被害者の心身に受けた被害を軽減し健康の早期回復を図るため、性暴力被害者やその家族等からの相談を受け、状況に応じた必要な支援をコーディネートする拠点として、平成29年4月1日より「あおもり性暴力被害者支援センター」(運営委託先：公益社団法人あおもり被害者支援センター)を開設した。	2,624	青少年・男女共同参画課
犯罪被害者支援業務	リーフレットや広報用カードによる積極的な広報活動により、県民の犯罪被害者支援への意識向上と相談窓口の周知を図った。 青森県被害者支援連絡協議会及び幹事会を開催し、関係機関と情報交換や情報共有を図るとともに、公益社団法人あおもり被害者支援センターと連携した被害者支援活動を展開した。 また、被害者等の精神的・経済的被害を軽減するため、診断書料等の県費負担、女性職員の被害者支援要員による被害者への付き添い、情報提供等を実施しているほか、警察職員である臨床心理士によるカウンセリング、女性警察官が相談に応じる女性被害相談所、性犯罪被害110番を設置するなど被害者支援体制を整備した。 支援に当たる職員を対象とし、犯罪被害者支援担当者研修会、被害者支援専科等を開催し、知識の習得等、支援者としての資質向上に努めた。	4,488	リーフレットや広報用カードによる積極的な広報活動により、県民の犯罪被害者支援への意識向上と相談窓口の周知を図る。 青森県被害者支援連絡協議会及び幹事会を開催し、関係機関と情報交換や情報共有を図るとともに、公益社団法人あおもり被害者支援センターと連携した被害者支援活動を展開する。 また、被害者等の精神的・経済的被害を軽減するため、診断書料等の県費負担、女性職員の被害者支援要員による被害者への付き添い、情報提供等を実施しているほか、警察職員である臨床心理士によるカウンセリング、女性警察官が相談に応じる女性被害相談所、性犯罪被害110番を設置するなど被害者支援体制を整備する。 支援に当たる職員を対象とし、犯罪被害者支援担当者研修会、被害者支援専科等を開催し、知識の習得等、支援者としての資質向上に努めた。	4,894	警察本部警務課
「命の大切さを学ぶ教室」等の開催	犯罪を犯してはならない、犯罪は犯せないという規範意識の醸成と若年層(中・高・大学生)に対する取組みとして、「命の大切さを学ぶ教室」(中学3校、高校2校、大学等2校)を開催した。 県民の犯罪被害者支援への理解を深めるため「犯罪被害者等支援県民フォーラム」を開催し、遺族講演、「命の大切さを学ぶ教室」感想文コンクール優秀作品の表彰等を実施した。 ・講師 「関越道ツアーバス事故」被害者遺族	452	犯罪を犯してはならない、犯罪は犯せないという規範意識の醸成と若年層(中・高・大学生)に対する取組みとして、「命の大切さを学ぶ教室」を、(中学3校、高校3校、大学1校)で開催した。 県民の犯罪被害者支援への理解を深めるため「犯罪被害者等支援県民フォーラム」を開催し、遺族講演、「命の大切さを学ぶ教室」感想文コンクール優秀作品の表彰等を実施した。 ・講師 「神戸連続殺傷事件」被害者遺族	384	警察本部警務課

2 配偶者等からの暴力（DV）への対策の推進

「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」等に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
配偶者暴力相談支援センターの運営	女性相談所、6か所の地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センターの合計8か所で、配偶者暴力相談支援センターの業務として、電話や面接によるDV被害者からの相談に応じ、一時保護、情報提供等必要な支援を行った。また、女性相談所に24時間フリーダイヤルで受け付けする「DVホットライン」を設置し、DV被害者を発見した方からの通報や緊急相談を受けた。 ・相談件数 896件	6,403	女性相談所、6か所の地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センターの合計8か所で、配偶者暴力相談支援センターの業務として、電話や面接によるDV被害者からの相談に応じ、一時保護、情報提供等必要な支援を行う。また、女性相談所に24時間フリーダイヤルで受け付けする「DVホットライン」を設置し、DV被害者を発見した方からの通報や緊急相談を受ける。	6,399	子どもみらい課
ハートフルコミュニケーション推進事業	中学生を対象として、暴力予防啓発セミナーを実施し、良好なコミュニケーションについて学ぶ機会を提供した。 (東青地区) 平内町立東平内中学校 (6月29日(水)47名) (中南地区) 弘前市立南中学校 (12月2日(金)82名) (三八地区) 八戸市立市川中学校 (11月22日(火)88名) (西北地区) つがる市立稲垣中学校 (12月8日(木)93名) (上北地区) 六ヶ所村立第二中学校 (11月18日(金)47名) (下北地区) 佐井村立佐井中学校 (10月25日(火)57名) 佐井村立福浦中学校 佐井村立牛滝中学校	785	中学生を対象として、暴力予防啓発セミナーを実施し、良好なコミュニケーションについて学ぶ機会を提供する。	569	子どもみらい課
DV防止広報事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	子どもみらい課
青森県男女共同参画センター相談事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
ストーカー・DV等被害者保護対策事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	警察本部生活安全企画課
DV被害者等総合支援事業	一時保護を受けているDV被害者や母子生活支援施設入居者等が、施設を退所後の自立を支援するため、退所後身元保証人を確保できない場合、施設長等が被保険者(身元保証人)として契約した損害保険料に対して補助した。(身元保証人対策事業費)	30	一時保護を受けているDV被害者や母子生活支援施設入居者等が、施設を退所後の自立を支援するため、退所後身元保証人を確保できない場合、施設長等が被保険者(身元保証人)として契約した損害保険料に対して補助する。(身元保証人対策事業費)	30	子どもみらい課
青森県DV防止対策推進会議	配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の進捗状況の評価を行うとともに、県関係課・市町村及び関係機関の連携のもと、配偶者等からの暴力(DV)に係る通報、相談、保護及び自立支援等の対策を推進した。	273	配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の進捗状況の評価を行うとともに、県関係課・市町村及び関係機関の連携のもと、配偶者等からの暴力(DV)に係る通報、相談、保護及び自立支援等の対策を推進する。	273	子どもみらい課

3 ストーカー事案への対策の推進

重大事件に発展するおそれがある行為であることに配慮し、被害者等の安全確保をはじめ被害者の立場に立った迅速・的確な対策を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
ストーカー・DV等被害者保護対策事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	警察本部生活安全企画課

重点目標9 生涯を通じた男女の健康支援

<施策の方向>

1 生涯を通じた女性の健康の増進

思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など生涯にわたる女性特有の健康をめぐる問題について支援します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性健康支援事業	女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう支援し、生涯を通じた女性の健康維持を図るため、県が設置する各保健所において女性健康支援センターとして電話等により女性のための健康相談を受け付けた。 ・平成28年度実績 相談件数（実人員）41名	349	女性がその健康状態に応じた確に自己管理を行うことができるよう支援し、生涯を通じた女性の健康維持を図るため、県が設置する各保健所において女性健康支援センターとして電話等により女性のための健康相談を受け付ける。	349	こどもみらい課
不妊専門相談センター事業	不妊に悩む男女に対して不妊治療等の情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を弘前大学医学部附属病院に開設している。	1,435	引き続き、不妊に悩む男女に対して不妊治療等の情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を弘前大学医学部附属病院に開設する。	1,360	こどもみらい課
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成した。	134,025	特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成する。	93,300	こどもみらい課
妊産婦の健康支援	妊産婦情報共有システムにより、医療と保健関係者が妊産婦に係る情報共有を図り、妊産婦が安心して妊娠・出産の時期を過ごすための連携強化に努めた。 また、地域における母子保健の課題を共有、産後うつ病の予防対策等の検討を行うためのネットワーク会議等を開催した。 ・ネットワーク会議開催期間：4月～3月 ・6保健所管内で計8回開催	1,943	妊産婦情報共有システムにより、医療と保健関係者が妊産婦に係る情報共有を図り、妊産婦が安心して妊娠・出産の時期を過ごすための連携強化に努めた。 また、地域における母子保健の課題を共有、産後うつ病の予防対策等の検討を行うためのネットワーク会議等を開催する。 ・ネットワーク会議開催期間：4月～3月 ・6保健所管内で計8回開催	1,650	こどもみらい課
母子の保健指導及び相談事業	女性が安心して子どもを産み、育てるための保健指導として、療育相談、長期療養児療育相談指導などを実施した。	610	女性が安心して子どもを産み、育てるための保健指導として、療育相談、長期療養児療育相談指導などを実施する。	610	こどもみらい課
ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	周産期母子医療センターへ遠隔地から訪れる妊産婦に対する交通費、宿泊費の補助を行った。 なお、補助事業者はハイリスク妊産婦アクセス支援事業を実施する市町村とする。	7,500	周産期母子医療センターへ遠隔地から訪れる妊産婦に対する交通費、宿泊費の補助を行う。 なお、補助事業者はハイリスク妊産婦アクセス支援事業を実施する市町村とする。	4,540	医療業務課
地域で活躍する良医育成支援事業（うち、周産期専門医確保対策分）	1 弘前大学に開設した、医師の絶対数不足及び地域偏在等の課題解消のための取組を行う寄附講座の対象分野に周産期医療を加え、取組を進めた。 2 周産期分野に係る専門医確保のため、八戸市立市民病院に対する補助を行った。 ※当初予算額は、周産期医療以外の分野も含む事業全体の額。	70,000	1 弘前大学に開設した、医師の絶対数不足及び地域偏在等の課題解消のための取組を行う寄附講座の対象分野に周産期医療を加え、取組を進める。 2 周産期分野に係る専門医確保のため、八戸市立市民病院に対する補助を行う。 ※当初予算額は、周産期医療以外の分野も含む事業全体の額。	85,000	医療業務課
がん検診の推進	がん検診従事者を対象とした講習会を委託により開催し、検診従事者の質の底上げによる、県全体のがん検診の精度の向上を図った。 ・青森県総合健診センター委託による開催5回 ・日本臨床細胞学会青森県支部による開催1回 ・青森県診療放射線技師会による開催1回	996	がん検診従事者を対象とした講習会を委託により開催し、検診従事者の質の底上げによる、県全体のがん検診の精度の向上を図る。 【委託先】 ・青森県総合健診センター ・日本臨床細胞学会青森県支部 ・青森県診療放射線技師会	996	がん・生活習慣病対策課
特定健康診査・特定保健指導の推進	市町村が、生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援した。	242,944	市町村が、生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援する。	246,000	高齢福祉保険課
定期健康診断等の実施	健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図るという教育の目標を踏まえ、子どもの教育を円滑に行うための保健管理を行うとともに、子どもが一連の健康診断等を通して、自分の成長を知り、生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成できるよう努めていく。	80,387	健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図るという教育の目標を踏まえ、子どもの教育を円滑に行うための保健管理を行うとともに、子どもが一連の健康診断等を通して、自分の成長を知り、生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成できるよう努める。	79,580	スポーツ健康課

1 生涯を通じた女性の健康の増進

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
産後に「つながる」禁煙支援事業 【平成29年度新規】	-	-	平成29～平成30年度の間、県内の妊産婦を対象に、母子健康手帳に「禁煙見守りカード」を挟み込み、妊産婦及び同居者の喫煙状況を把握し、指導や励ましを行う。	1,728	がん・生活習慣病対策課
スポーツでいきいき！生涯健康力アップ事業 【平成29年度新規】	-	-	平成29年9月～平成30年2月の間、女性や中高年・高齢者層を中心とした県民で、運動習慣が不足し、スポーツを通じた健康づくりが不十分といった傾向が見られる方々を対象とし、年齢・体力・運動能力に応じた、気軽に無理なく体を動かすことができる機会を提供することによって、スポーツを通じた健康づくりを推進する。 ・カスタムメイド健康づくり講座の実施 ・地域におけるスポーツ・健康教室の委託による開催 ・スポーツで健康になるイベント開催	7,643	スポーツ健康課
生活習慣病対策の推進	生活習慣病の予防のため、肥満予防などの対策を実施している。また、健診等のデータの集計分析により、総合的な地域診断を行う手法を確立し、地域への普及定着を図るとともに、健康づくりや生活習慣病に関するヘルスリテラシー（健やか力）の推進を図った。	159,746	生活習慣病の予防のため、肥満予防などの対策を実施するほか、健診等のデータの集計分析により、総合的な地域診断を行う手法を確立し、地域への普及定着を図るとともに、健康づくりや生活習慣病に関するヘルスリテラシー（健やか力）の推進を図る。	150,765	がん・生活習慣病対策課

2 男性の健康問題への対応

男性に特徴的な健康問題に対応するため、相談体制の整備等の取組を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
自殺対策事業	1 心のヘルスアップ事業 青森県自殺対策連絡協議会部会の開催 2 自殺対策重点化事業 (1) 「ゲートキーパーの輪を広げよう」強化事業 (2) モデル市町村における高齢者うつスクーリング事業 (3) 自殺未遂者支援対応力向上事業 (4) 自殺対策基盤強化事業 3 地域自殺対策強化事業 (1) 自殺防止対策取り組み検証事業 (2) 市町村地域自殺対策強化事業費補助 4 生活と健康をつなぐ法律相談事業 5 あおもりのいのちの電話相談事業費補助 6 明日を生きるカアップ推進事業	17,197	1 心のヘルスアップ事業 青森県自殺対策連絡協議会の開催 2 いのちを支える包括的自殺対策事業 (1) 戦略的自殺対策計画策定事業 (2) ハイリスク支援強化事業 (3) 包括的基盤強化事業 3 地域自殺対策強化事業 (1) 自殺防止対策取り組み検証事業 (2) 市町村地域自殺対策強化事業費補助 4 生活と健康をつなぐ法律相談事業 5 あおもりのいのちの電話相談事業費補助 6 明日を生きるカアップ推進事業	12,217	障害福祉課
こころの電話	精神保健及び精神障害に関する電話相談窓口 平成28年度実績 1,939件	3,548	引き続き相談窓口を設置し、相談に対応する。	3,368	精神保健福祉センター
精神保健福祉相談	精神保健及び精神障害に関する相談窓口を精神保健福祉センター及び各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）に設置し、相談に対応した。 平成28年度実績251件（精神保健福祉センター） 平成28年度実績1,326件（県内6保健所） ※センター実績には電話相談件数を含まない	1,770	引き続き精神保健及び精神障害に関する相談窓口を設置継続し、相談に対応する。	1,770	障害福祉課
喫煙対策推進事業	未成年者や事業所等を対象とした防煙教室や地域住民、学校関係者等を対象とした研修会等を開催し、喫煙に関する知識の普及啓発を図った。 ・防煙教室5回 （開催回数：弘前保健所3回、むつ保健所2回） ・研修会38回 （開催回数：東地方保健所8回、三戸地方保健所15回、五所川原保健所7回、上十三保健所3回、むつ保健所5回） ・未成年者喫煙防止対策検討会の開催 平成29年1月21日（金）青森国際ホテル	3,221	未成年者や事業所等を対象とした防煙教室や禁煙教室、地域住民、学校関係者等を対象とした研修会等を開催し、喫煙に関する知識の普及啓発を図る。	3,147	がん・生活習慣病対策課
煙からマモル環境整備事業	従業員の禁煙支援に取り組む企業・団体に対し、禁煙支援事業費の補助を行ったほか、未成年者（特に高校卒業後の年代）や保護者に対しての喫煙防止を働きかけるDVDを作成・配布した。	10,976	事業終了	-	がん・生活習慣病対策課
特定健康診査・特定保健指導の推進 （再掲 重点目標9-1のとおり）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	高齢福祉保険課
生活習慣病対策の推進 （再掲 重点目標9-1のとおり）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	がん・生活習慣病対策課

3 性に関する適切な知識の普及・教育の推進

男女が互いを尊重し、命の大切さや適切な性の知識を得るための教育等を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
性に関する指導	県内6地区に学校医として産婦人科医を配置し、生徒・教職員及び保護者等に対し各校の実態にあわせて性に関する指導等の推進を図っている。 また、生徒に対して、性に関する基礎知識を教育し、適切な意志決定や行動選択ができるように指導の充実を図った。 県立学校延べ70校に対して「思春期のこころとからだ」などの内容で指導した。	1,021	県内6地区に学校医として産婦人科医を配置し、生徒・教職員及び保護者等に対し各校の実態にあわせて性に関する指導等の推進を図る。 また、生徒に対して、性に関する基礎知識を教育し、適切な意志決定や行動選択ができるように指導の充実を図る。 県立学校の生徒、職員を対象に「思春期のこころとからだ」などの内容で指導予定。	1,010	スポーツ健康課
性に関するセミナー	児童生徒に対し、性(命をはぐくむ)教育の指導の中心的立場にある教員等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質の向上に努めた。 ・性に関するセミナー(1回) 期日：8月17日(水) 会場：県総合社会教育センター(青森市) 参加者数：112名 【女性参加者数99名(88.4%)、 男性参加者数13名(11.6%)】	350	児童生徒に対し、性(命をはぐくむ)教育の指導の中心的立場にある教員等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質の向上に努める。 ・性に関するセミナー(1回) 期日：7月27日(木) 会場：県民福祉プラザ(青森市)	350	スポーツ健康課
高校生に対するエイズ・性感染症に関する意識調査 【平成29年度新規】	-	-	平成30年1月～2月(予定)の間、県内高校生(2年生)を対象に、エイズ・性感染症に対する知識、態度及びリスク行動等の意識を調査することを通じて、エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発する。(県内全高校に協力を依頼)	95	保健衛生課

4 医療分野における女性の参画拡大

生涯にわたる女性の健康づくりを支援するため、女性の参画拡大を図ります。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
医師の働きやすい環境づくり支援事業	出産等で離職した女性医師が復職しやすく、また育児しながら安心して勤務し続けられるよう、県内自治体病院における医師の就労環境改善を支援した。 1 医師相談窓口の運営(県医師会へ委託) 2 臨床研修医セミナー等における育児関連制度説明	4,989	出産等で離職した女性医師が復職しやすく、また育児しながら安心して勤務し続けられるよう、県内自治体病院における医師の就労環境改善を支援する。 1 医師相談窓口の運営(県医師会へ委託) 2 臨床研修医セミナー等における育児関連制度説明	4,989	医療業務課
病院内保育所運営費補助事業	病院内保育所を対象に、医療従業者の離職防止及び再就業を促進するとともに、24時間保育又は病児等保育を提供する病院内保育所の運営に係る費用の一部を補助した。	10,000	病院内保育所を対象に、医療従業者の離職防止及び再就業を促進するとともに、24時間保育又は病児等保育を提供する病院内保育所の運営に係る費用の一部を補助する。	5,619	医療業務課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標10 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革
 <施策の方向>

1 わかりやすい男女共同参画の広報・理解促進活動の推進

誰もが男女共同参画の重要性を認識し、理解できるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な広報活動を推進するとともに、学習の機会を提供します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
情報誌の発行	男女共同参画の視点に立った情報誌「クローバーあおもり」を発行し男女共同参画の普及啓発を行った。 ・発行回数 年2回 ・発行部数 各号5,000部	(指定管理業務)	男女共同参画の視点に立った情報誌「クローバーあおもり」を発行し男女共同参画の普及啓発を行う。また、「男性の家事・育児参画」を特集する特別号を発行する。 (定期発行) ・発行回数 年2回 ・発行部数 各5,000部 (特別号) ・発行回数 年1回 ・発行部数 20,000部	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
パートナーセッション（アピオあおもり秋まつり）の開催	男女共同参画になじみの少ない県民が男女共同参画推進の必要性に気づき行動変容する契機となることを目的に、アピオあおもり登録団体やNPO法人、市民団体等と連携協力し、青森県いきいき男女共同参画社会づくり県知事表彰の表彰式や講演会、団体活動紹介ブースの設置等を行った。 ・開催日 平成28年11月6日（日） ・来場者数 約1,600名	(指定管理業務)	男女共同参画になじみの少ない県民が男女共同参画推進の必要性に気づき行動変容する契機となることを目的に、アピオあおもり登録団体やNPO法人、市民団体等と連携協力し、青森県いきいき男女共同参画社会づくり県知事表彰の表彰式や講演会、団体活動紹介ブースの設置等を行った。 ・開催日 平成29年11月11日（土） ・来場者数 約1,450名	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
地域ネットワーク活動支援事業 (再掲 重点目標7-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
青森県いきいき男女共同参画社会づくり事業 (再掲 重点目標2-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
男女共同参画職員研修 (再掲 重点目標3-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課
結婚から子育て応援企業支援事業 【平成29年度新規】 (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課

2 男性にとっての男女共同参画の推進

男女がともに家事、子育て・介護等を担い、社会的に評価される気運を醸成し、互いに責任を分かち合いながら家事、子育て・介護等へ参画するための取組を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性活躍推進事業（男性の家事・育児参画促進） 【平成29年度新規】	-	-	男性の家事・育児参画促進に関するポスターを作成し、県民向けの普及啓発を行う。	2,129	青少年・男女共同参画課
男性の家事・育児参画促進のための情報提供や学習機会の提供 (再掲 重点目標3-2のとおり)	-	-	(再掲)	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
子ども家庭支援センターで実施する各種事業・活動	各種事業・活動のテーマとして、ファザリングや男性の育児・家庭参画を取り上げ、男性による家庭参画の促進を図った。	(指定管理業務)	各種事業・活動のテーマとして、ファザリングや男性の育児・家庭参画を取り上げ、男性による家庭参画の促進を図る。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
働き方改革によるワーク・ライフ・バランス推進事業（働き方改革トップセミナー・イクボスセミナー） (再掲 重点目標3-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	-	青少年・男女共同参画課
育児・介護休業者生活安定資金融資制度（再掲 重点目標4-3のとおり）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	労政・能力開発課
介護実習・普及センターが実施する一般県民向け介護体験講座・介護普及公開講座	介護を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者介護及び自立支援に関する家庭介護の知識と技術を普及した。 開催回数 29回、参加人数 671名	4,898	介護を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者介護及び自立支援に関する家庭介護の知識と技術を普及する。	4,589	高齢福祉保険課

3 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

男女共同参画に対する理解を促進するための情報等を収集し、利用しやすく整備し、提供します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
「青森県の男女共同参画の現状と施策」の作成・配布	男女共同参画の事業等をまとめ、県民一人ひとりの意識改革を図るため、広く配布した。	437	男女共同参画の事業等をまとめ、県民一人ひとりの意識改革を図るため、広く配布する。	437	青少年・男女共同参画課
男女共同参画啓発リーフレット等の作成・配布（「いきいき男女共同参画社会づくり事業」において実施）（一部再掲 重点目標2-3のとおり）	高校生に男女共同参画への気づきを促すためのパンフレット「みんなが自分らしく！考えてみよう 学校生活での男女共同参画」を13,300部作成した。	(再掲)	高校生向けパンフレット「みんなが自分らしく！考えてみよう 学校生活での男女共同参画」を県内高校に送付し、高等学校家庭科授業等の副教材等として活用してもらえるよう校長会等を通じて依頼した。	(再掲)	青少年・男女共同参画課
男女共同参画センターの情報ライブラリーの整備・活用	情報発信の場として、利用者の様々な学習・活動・調査研究を支援するために男女共同参画、女性問題に関する図書や資料を幅広く収集し、提供した。 ・貸出件数：10,169冊	(指定管理業務)	情報発信の場として、利用者の様々な学習・活動・調査研究を支援するために男女共同参画、女性問題に関する図書や資料を幅広く収集し、提供する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画センターホームページ等の整備	男女共同参画センターが開催する事業や相談などの情報発信をベースとして、Facebook、Twitterを併用しながら情報提供を行った。	(指定管理業務)	男女共同参画センターが開催する事業や相談などの情報発信をベースとして、Facebook、Twitterを併用しながら情報提供を行う。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター

4 国際規範・国際基準の理解・普及の推進

国際的な動きを踏まえて情報を収集するとともに、女子差別撤廃条約等の国際規範等について、県民や事業者等に対して理解・普及を図ります。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもりウィメンズアカデミーの開催（再掲 重点目標2-1のとおり）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター

重点目標 1 1 教育、メディア等を通じた理解の促進

<施策の方向>

1 学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実

学校等において、発達段階に応じ、男女共同参画の理解促進に向けた教育を行うとともに、教育内容が充実するよう教育従事者の理解を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
郷土を愛する心を育てる学校教育支援事業	市町村教育委員会を通じ、研究企画案を中学校区単位で募集し、6中学校区を所管する市町村教育委員会等に研究委託した。また、各地区において、ミニサミットを実施した。	9,667	平成28年度に引き続き、実践研究を行う。また、6中学校区が一堂に会する「あおもり子どもサミット」を実施し、研究の成果を全県にPRする。	11,390	学校教育課
あおもりグローバルスチューデント育成事業	国際社会で活躍できる人材の育成を図るため、最新の経済や医療、科学技術やグローバル社会で求められる資質等は何かについて、国際的に活躍する社会人等を招き、講演会・ワークショップ、大学・企業訪問を実施した。 ①講演会・ワークショップ 延べ11校2661名の生徒を対象に実施 ②大学、企業等訪問 延べ5校160名の生徒を対象に実施 ③高校生青森県大使育成プログラム ・8月に生徒63名を対象に青森市内でグローバル合宿を実施 ・1月に30名の生徒と6名の教員対象に7泊8日でグローバル海外研修を実施。韓国では英語プログラムによる語学研修、台湾では2校の高級中学と学校交流を行った。	15,485	引き続き、国際社会で活躍できる人材の育成を図るため、国内外で活動する企業・大学訪問や国際的に活躍する社会人等を講師に招き、講演会・ワークショップを実施し、意識啓発を図る。また、高校生青森県大使育成プログラムにおいてグローバル合宿およびグローバル海外研修を実施する。	12,319	学校教育課
ドリカム人づくり推進事業	児童生徒の夢の実現に向けて、児童生徒のアイデアを取り入れ、向上心や積極的に学ぶ意欲などチャレンジする心を育む事業を企画・展開する県立学校を、13校指定し、「人づくり」を目指した活力あふれる学校づくりを推進した。	5,825	引き続き、児童生徒の夢の実現に向けて、児童生徒のアイデアを取り入れ、向上心や積極的に学ぶ意欲などチャレンジする心を育む事業を企画・展開する県立学校を、16校指定し、「人づくり」を目指した活力あふれる学校づくりを推進する。	9,852	学校教育課
医師を志す高校生支援事業	拠点校3校が中心となって地区ごとに医師を志す高校生の実力向上のための学習セミナー及びより実践的な指導法を学ぶための教員の指導力向上プログラムを実施した。 ・平成29年3月卒業生の医学部医学科合格者数 86名（現浪合算）	22,335	引き続き、医学部医学科進学を志す高校生の実力養成を図るとともに、教員の教科指導力の向上により本県高校生の医学部医学科合格者の増加を図っていく。また、拠点校を中心とした学習セミナーに医師を志す高校生の志を育成するためのワークショップを取り入れる。	22,461	学校教育課
深い学びにより主体的に未来を切り拓く高校生成成事業	「探究型学習によるたくましい高校生成成事業」として実施した。地域産業や文化、科学技術等をテーマとして探究型学習を行い、「探究心と自発性」を磨くとともに、学習意欲を高め学力向上を図ることを目的とし、各種取組を実施した。 ・教員対象の研究協議会の実施 参加者125名 ・研究指定校による研究 普通高校12校、専門高校3校で実施。2月に成果発表会を実施し、高校生275名が参加した。7月に問題発見・解決能力育成合宿を実施し、高校生43名が参加した。	17,471	「探究型学習によるたくましい高校生成成事業」の後継事業として実施する。探究型学習のような「深い学び」をより一層研究することによって、教員の資質向上とともに、自ら見通しを持って粘り強く取り組み、主体的に未来を切り拓く高校生の育成を図っていく。具体的な取組として次の4つの柱がある。 ①深い学び研究協議会の開催 将来の中核教員を中心に授業研究に取り組み、資質向上を図る。 ②深い学び探究プログラム 県内大学や企業の研究施設等と連携した理数体験合宿を行う。 ③深い学び実践研究 県内12校の研究指定校による実践的授業研究を行う。 ④深い学び合同発表会 県内高校の様々な成果発表会を一堂に会して行う。	14,808	学校教育課

1 学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
科学の甲子園関係事業費	中学校・高等学校等の生徒が、科学に関する知識や技術等を競い合う「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」全国大会への本県代表校を選抜するため、青森県大会を開催し、筆記競技・実験競技を通して切磋琢磨することで、本県理数教育の充実及び理工系人材の育成を図った。 高校生対象の「科学の甲子園」は11月に青森県大会を実施し、高校生は11チーム、75名参加した。	193	引き続き、「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」全国大会への本県代表校を選抜するため、青森県大会を開催するとともに、本県理数教育の充実及び理工系人材の育成を図っていく。 また、全国大会出場チームに対して研修会を行うなど支援もしていく。	381	学校教育課
キャリア支援ウェブサイトの運営 (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課
キャリアマッチングセミナーの開催 (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課
理工系女子学生への対応の推進 (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課
土木系人材県内定着プロジェクト推進事業【平成29年度新規】 (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課

2 メディアを通じた男女共同参画の推進

様々なメディアを通して、男女共同参画の理解を促進するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた情報提供や表現改善を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
県立学校システム管理者連絡協議会	青森県立学校情報セキュリティ基本方針に基づき、青森県教育ネットワーク(A/S/N)における指針(ガイドライン)等の趣旨徹底を図るとともに、各種の情報を共有することによって、インターネット利用等におけるトラブルを未然に防止し、各学校が連携して情報教育及びネットワーク管理に取り組めるよう、連絡協議会を開催した。高等学校、特別支援学校計82名の教員が参加した。	—	引き続き、連絡協議会を開催し、情報セキュリティ基本方針等の趣旨徹底を図るとともに、インターネット利用等におけるトラブルを未然に防止し、各学校が連携して情報教育及びネットワーク管理に取り組めるよう、教員の意識向上を図っていく。	—	学校教育課
子どもを見守る環境づくり推進事業	啓発リーフレット「スマートフォン、ゲーム機、音楽プレイヤーなど「考えよう!使い方のルール」」を作成し、県内全ての児童生徒・保護者へ配布した。	1,149	啓発リーフレット「スマートフォン、ゲーム機、音楽プレイヤーなど「考えよう!使い方のルール」」の活用について、協議を行う。	482	学校教育課
有害図書等点検・立入調査事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	青少年・男女共同参画課

重点目標 1 2 男女共同参画の視点に立った防災対策

<施策の方向>

1 平常時からの男女共同参画の推進

地域における生活者の多様な視点を反映させた防災対策の実施のため、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の整備を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
男女共同参画を念頭に置いた防災会議の運営	地域防災計画及び各種防災対策の充実を図るため、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、県防災会議の委員として自主防災組織を構成する者又は学識経験者を加えている。	469	引き続き、地域防災計画及び各種防災対策の充実を図るため、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、県防災会議の委員として自主防災組織を構成する者又は学識経験者を加えて防災会議を設置運営する。	469	防災危機管理課
体験型消防団PR事業	女性や若い世代をはじめとした消防団員の入団を促進するため、地元消防団員と大学・高校に出向き消防団の訓練を学生に体験してもらう消防団員出前体験を実施するとともに、大学祭や女性が多く集う催事等に消防団活動をPRするためのブースを出展して、大学生や女性に対する広報活動を展開した。	4,741	事業終了	—	消防保安課
青森県石油コンビナート等防災本部への女性の参画拡大 【平成29年度新規】	—	—	平成29年度、4号本部員（知事その部内の職員のうちから指名する者）を対象に、石油コンビナート等防災対策の充実を図るため、防災本部の委員における男女共同参画の更なる推進を今後図ることとする。	267	防災危機管理課
消防団PR事業 【平成29年度新規】	—	—	平成29～30年度の間、若者、女性を対象に、消防団活動の内容、女性消防団員の活躍、報酬、手当及び補償の充実等をPRする映像を作成し、若い世代を中心に利用が見込まれる、インターネットを利用した広告による広報を実施する。	5,323	消防保安課

2 災害時の男女共同参画の視点を反映させた対応

女性と男性で災害から受ける影響が異なることに配慮し、男女共同参画の視点からの災害対応に取り組みます。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
青森県石油コンビナート等防災本部への女性の参画拡大 【平成29年度新規】 (再掲 重点目標 1 2-1 のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	防災危機管理課
体験型消防団PR事業 (再掲 重点目標 1 2-1 のとおり)	(再掲)	(再掲)	事業終了	—	消防保安課
消防団PR事業 【平成29年度新規】 (再掲 重点目標 1 2-1 のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	消防保安課

3 男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割の明確化

本県の男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センターにおいて、平常時及び災害時の役割を明確化し、円滑な対応が可能となるように備えます。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
平常時及び災害時の役割明確化のための整理・周知	青森市の指定避難所に指定されている男女共同参画センターについて、避難所開設時における指定管理者の役割を整理した。	—	男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割明確化のための整理をする。	—	青少年・男女共同参画課
男女共同参画の視点を踏まえた地域防災普及啓発活動	—	(指定管理業務)	市町村等からの、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災に関する講演等の依頼に対し、講師を派遣する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画の視点を踏まえた災害時対応のための体制整備	—	—	全国の男女共同参画センターにおける取組状況等を調査する。	—	青少年・男女共同参画課

4 復旧・復興対応の男女共同参画の推進

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう女性の参画を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	平成28年度		平成29年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
男女共同参画を念頭に置いた防災会議の運営 (再掲 重点目標12-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	防災危機管理課

第 3 部

資 料 編

1 市町村における男女共同参画の状況

(1) 男女共同参画に関する条例の制定状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

市町村名	条例名称	公布日	施行日
八戸市	八戸市男女共同参画基本条例	平成 13 年 9 月 27 日	平成 13 年 10 月 1 日
むつ市	むつ市男女共同参画推進委員会条例	平成 24 年 9 月 27 日	平成 24 年 9 月 27 日

資料：青少年・男女共同参画課

(2) 男女共同参画基本計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画期間	女性活躍推進法に基づく 推進計画の有無
青森市	青森市男女共同参画プラン2020 ～あなたと私 ともに創る 元気都市あおもり～	平成28年度～ 平成32年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
弘前市	弘前市男女共同参画プラン	平成24年度～ 平成29年度	
八戸市	第4次八戸市男女共同参画基本計画 ～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2017～	平成29年度～ 平成33年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
黒石市	第2次くろいし男女共同参画推進プラン	平成24年度～ 平成31年度	
五所川原市	第4次五所川原市男女共同参画計画	平成29年度～ 平成33年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
十和田市	第2次十和田市男女共同参画社会推進計画 ～「女(ひと)と男(ひと)」がともに輝くまち～	平成24年度～ 平成33年度	
三沢市	第2次みさわハーモニープラン ～男女共同参画社会をめざして～	平成24年度～ 平成33年度	
むつ市	第2次むつ市男女共同参画推進基本計画 ～新むつみあいプラン～	平成25年度～ 平成34年度	
つがる市	第2次つがる市男女共同参画プラン	平成29年度～ 平成38年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
平川市	第3次平川市男女共同参画推進プラン ひらかわきらめきプラン ～互いに認め、支えあう、男女(ひと)がきらめく平川市～	平成29年度～ 平成33年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
平内町	第2次平内町男女共同参画プラン	平成24年度～ 平成33年度	
今別町	第2次今別町男女共同参画推進計画 ～わかち合い・ささえ合う男女共同参画社会を目指して～	平成26年度～ 平成30年度	
蓬田村	第2次蓬田村男女共同参画推進計画 ～みんなが輝き、ともに支える社会を目指して～	平成26年度～ 平成36年度	
外ヶ浜町	外ヶ浜町男女共同参画推進計画	平成23年度～ 平成32年度	
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町男女共同参画推進プラン ～尊重・参画・連携協働による良好な関係構築をめざして～	平成24年度～ 平成33年度	
深浦町	深浦町男女共同参画推進プラン ～男女が共に輝く社会に向けて～	平成24年度～ 平成33年度	
西目屋村	西目屋村男女共同参画推進計画	平成23年度～ 平成32年度	

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画期間	女性活躍推進法に基づく 推進計画の有無
藤崎町	藤崎町男女共同参画推進計画	平成23年度～ 平成32年度	
大鰐町	大鰐町男女共同参画推進計画	平成23年度～ 平成32年度	
田舎館村	田舎館村男女共同参画推進計画	平成23年度～ 平成32年度	
板柳町	板柳町男女共同参画推進計画	平成24年度～ 平成33年度	
鶴田町	鶴田町男女共同参画推進計画	平成24年度～ 平成33年度	
中泊町	中泊町男女共同参画推進プラン（改訂版） ～豊かで活力ある男女共同参画社会をめざして～	平成23年度～ 平成32年度	
野辺地町	野辺地町男女共同参画基本計画 ～お互いを理解・尊重し協働で創る明るく元気ある未来～	平成24年度～ 平成33年度	
七戸町	第2次七戸町男女共同参画基本計画 ～心豊かで思いやりのある暮らしを目指して～	平成26年度～ 平成35年度	
六戸町	六戸町男女共同参画推進計画	平成24年度～ 平成33年度	
横浜町	横浜町男女共同参画基本計画	平成24年度～ 平成33年度	
東北町	東北町男女共同参画プラン ～“あきらめ”から“チャレンジ”のステージへ～	平成24年度～ 平成33年度	
六ヶ所村	六ヶ所村男女共同参画社会基本計画 ～男女共同で 繋ぐこころ 地域の和～	平成23年度～ 平成32年度	
おいらせ町	第二次おいらせ町男女共同参画プラン ～自分らしく 一人ひとりが輝くまち 共にささえ 共に暮らす 笑顔あふれるまち～	平成26年度～ 平成30年度	
大間町	大間町男女共同参画推進計画	平成23年9月～ 平成32年9月	
東通村	東通村男女共同参画推進計画 ～男女が共に支え合い、喜びを分かち合うために～	平成26年度～ 平成30年度	
風間浦村	風間浦村男女共同参画推進計画	平成23年度～ 平成32年度	
佐井村	佐井村男女共同参画社会基本計画 ～女性がいきいきと活躍するむら～	平成23年度～ 平成32年度	
三戸町	三戸町男女共同参画社会基本計画 ～女性が活躍できるステージ さんのへ～	平成22年度～ 平成31年度	
五戸町	五戸町男女共同参画推進計画	平成23年度～ 平成32年度	
田子町	田子町男女共同参画計画 ～手をつなぎ 共に歩もう ゆとりと活気のある町（たっこ）～	平成24年度～ 平成33年度	
南部町	南部町男女共同参画社会基本計画 ～人権の尊重と男女共同参画社会を目指して～	平成21年度～ 平成30年度	
階上町	階上町男女共同参画推進プラン ～“自分らしく”男女がともに輝けるまちをめざして～	平成24年度～ 平成33年度	
新郷村	新郷村男女共同参画推進計画	平成29年度～ 平成38年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 市町村議会議員の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

市町村名	議 員			市町村名	議 員				
	在職 議員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)		在職 議員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)		
市部 (10)	青森市	35	6(17.1)	29(82.9)	上北郡 (7)	野辺地町	10	0(0)	10(100)
	弘前市	28	2(7.1)	26(92.9)		七戸町	16	1(6.3)	15(93.8)
	八戸市	31	5(16.1)	26(83.9)		六戸町	12	0(0)	12(100)
	黒石市	16	3(18.8)	13(81.3)		横浜町	10	0(0)	10(100)
	五所川原市	26	1(3.8)	25(96.2)		東北町	16	0(0)	16(100)
	十和田市	22	2(9.1)	20(90.9)		六ヶ所村	18	0(0)	18(100)
	三沢市	18	2(11.1)	16(88.9)		おいらせ町	16	0(0)	16(100)
	むつ市	26	3(11.5)	23(88.5)	下北郡 (4)	大間町	10	0(0)	10(100)
	つがる市	20	2(10.0)	18(90.0)		東通村	14	0(0)	14(100)
	平川市	20	3(15.0)	17(85.0)		風間浦村	8	0(0)	8(100)
東津軽郡 (4)	平内町	14	1(7.1)	13(92.9)		佐井村	7	0(0)	7(100)
	今別町	7	0(0)	7(100)	三戸郡 (6)	三戸町	14	0(0)	14(100)
	蓬田村	7	0(0)	7(100)		五戸町	18	0(0)	18(100)
	外ヶ浜町	11	0(0)	11(100)		田子町	10	0(0)	10(100)
西津軽郡 (2)	鯨ヶ沢町	12	1(8.3)	11(91.7)		南部町	16	1(6.3)	16(93.8)
	深浦町	12	1(8.3)	11(91.7)		階上町	14	0(0)	14(100)
中津軽郡 (1)	西目屋村	6	1(16.7)	5(83.3)		新郷村	8	1(12.5)	7(87.5)
南津軽郡 (3)	藤崎町	14	1(7.1)	13(92.9)	市議会計	242	29(12.0)	213(88.0)	
	大鰐町	10	0(0)	10(100)	町村議会計	357	10(2.8)	347(97.2)	
	田舎館村	8	0(0)	8(100)	市町村合計	599	39(6.5)	560(93.5)	
北津軽郡 (3)	板柳町	12	1(8.3)	11(91.7)					
	※平成 29 年 5 月に男性議員 1 名減								
	鶴田町	12	1(8.3)	11(91.7)					
	中泊町	15	0(0)	15(100)					

資料：青少年・男女共同参画課

(4) 市内推進体制整備状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

市町村名	市内連絡会議	設置年月
黒石市	黒石市男女共同参画推進本部	平成 14 年 4 月
三沢市	みさわハーモニープラン推進会議	平成 14 年 11 月
野辺地町	野辺地町女性行政連絡協議会	平成 11 年 11 月
東北町	東北町男女共同参画推進会議	平成 18 年 5 月

資料：青少年・男女共同参画課

(5) 諮問機関設置状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

市町村名	諮問機関	設置年月
弘前市	弘前市男女共同参画プラン懇話会	平成 26 年 4 月
八戸市	八戸市男女共同参画審議会	平成 13 年 10 月
黒石市	黒石市男女共同参画審議会	平成 14 年 4 月
五所川原市	五所川原市男女共同参画推進委員会	平成 18 年 3 月
むつ市	むつ市男女共同参画推進委員会	平成 14 年 7 月
つがる市	つがる市男女共同参画推進委員会	平成 17 年 12 月
平川市	平川市男女共同参画推進会議	平成 19 年 1 月

資料：青少年・男女共同参画課

(6) 男女共同参画・女性のための総合的な施設

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

市町村名	施設名	設置年月日	設置主体	運営主体
青森市	青森市男女共同参画プラザ (カダール)	平成 13 年 1 月 26 日	青森市	指定管理者 特定非営利活動法人あおり 男女共同参画をすすめる会
弘前市	弘前市民参画センター	平成 12 年 10 月 29 日	弘前市	弘前市

資料：青少年・男女共同参画課

(7) 市町村男女共同参画行政担当窓口

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
青森市	人権男女共同参画課	017-734-2296	030-8555	青森市中央 1-22-5
			030-0801	青森市新町 1-3-7 <small>※平成 29 年 11 月移転</small>
弘前市	市民協働政策課 市民参画センター	0172-31-2500	036-8355	弘前市元寺町 1-13
八戸市	市民連携推進課	0178-43-9217	031-8686	八戸市内丸 1-1-1
黒石市	企画課	0172-52-2111 (内 238)	036-0396	黒石市市ノ町 11-1
五所川原市	企画課男女共同参画室	0173-35-2111 (内 2156)	037-8686	五所川原市岩木町 12
十和田市	総務課	0176-51-6702	034-8615	十和田市西十二番町 6-1
三沢市	広報広聴課	0176-53-5111 (内 345)	033-8666	三沢市桜町 1-1-38
むつ市	市民連携課	0175-22-1111 (内 2152)	035-8686	むつ市中央 1-8-1
つがる市	企画調整課	0173-42-2111 (内 352)	038-3192	つがる市木造若緑 61-1
平川市	教育委員会生涯学習課	0172-44-1221	036-0102	平川市光城 2-30-1
平内町	総務課	017-755-2111 (内 226)	039-3393	平内町小湊字小湊 63
今別町	町民福祉課	0174-35-3004	030-1502	今別町今別字今別 167
蓬田村	健康福祉課	0174-27-2111 (内 401)	030-1211	蓬田村蓬田字汐越 1-3
外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111 (内 212)	030-1393	外ヶ浜町蟹田高銅屋 44-2
鱒ヶ沢町	政策推進課	0173-72-2111 (内 229)	038-2792	鱒ヶ沢町本町 209-2
深浦町	総合戦略課	0173-74-2122 (内 267)	038-2324	深浦町深浦字苗代沢 84-2
西目屋村	住民課	0172-85-2803 (内 123)	036-1492	西目屋村田代字稲元 144
藤崎町	教育委員会生涯学習課	0172-65-3100 (内 3106)	038-1214	藤崎町常盤字三西田 35-1
大鰐町	総務課	0172-48-2111 (内 116)	038-0292	大鰐町大鰐字羽黒館 5-3
田舎館村	総務課	0172-58-2111 (内 222)	038-1113	田舎館村田舎館字中辻 123-1
板柳町	教育委員会生涯学習課	0172-72-1800	038-3672	板柳町灰沼字岩井 61
鶴田町	教育委員会社会教育班	0173-22-2111 (内 215)	038-3595	鶴田町鶴田字早瀬 200-1
中泊町	総合戦略課	0173-57-2111 (内 2023)	037-0392	中里町中里字紅葉坂 209
野辺地町	教育委員会社会教育・スポーツ課	0175-64-2119	039-3131	野辺地町野辺地 1-15
七戸町	企画調整課	0176-68-2940	039-2792	七戸町森ノ上 131-4
六戸町	総務課	0176-55-3111 (内 212)	039-2392	六戸町犬落瀬字前谷地 60
横浜町	企画財政課	0175-78-2111 (内 322)	039-4145	横浜町寺下 35
東北町	企画課	0176-56-3111 (内 231)	039-2492	東北町上北南 4-32-484
六ヶ所村	教育委員会社会教育課	0175-72-2111 (内 515)	039-3212	六ヶ所村尾駸字野附 478-2
おいらせ町	企画財政課	0178-56-2111 (内 219)	039-2192	おいらせ町中下田 135-2

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
大間町	総務課	0175-37-2111 (内 14)	039-4601	大間町大間字大間 104
東通村	経営企画課	0175-27-2111 (内 222)	039-4292	東通村砂子又字沢内 5-34
風間浦村	総務課	0175-35-2111 (内 22)	039-4502	風間浦村易国間字大川目 28-5
佐井村	総合戦略課	0175-38-2111 (内 23)	039-4711	佐井村佐井字糠森 20
三戸町	まちづくり推進課	0179-20-1117	039-0198	三戸町在府小路町 43
五戸町	企画振興課	0178-62-2111 (内 234)	039-1513	五戸町古館 21-1
田子町	政策推進課	0179-32-3111 (内 216)	039-0292	田子町田子字天神堂平 81
南部町	住民生活課	0179-34-2509	039-0195	南部町沖田面字沖中 46
階上町	総務課	0178-88-2873 (内 215)	039-1201	階上町道仏字天当平 1-87
新郷村	総務課	0178-78-2111 (内 160)	039-1801	新郷村戸来字風呂前 10

区分	市	町	村	計	比率
首長部局	9	18	7	34	85%
教育委員会	1	4	1	6	15%
計	10	22	8	40	100%

資料：青少年・男女共同参画課

2 参考資料

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日
青森県条例第50号

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた「古」からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第12条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第13条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 青森県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、青森県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進に関する事。
- (2) その他男女共同参画に関する施策に係る重要事項に関する事

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。

(推進会議)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に推進会議を置く。

- 2 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。
- 3 議長は環境生活部長をもって充て、副議長は青少年・男女共同参画課に係る事務を整理する環境生活部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、推進会議を総括する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、議長がこれを主宰する。
- 8 議長は、必要に応じて関係者に推進会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、青少年・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
危機管理局長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表第2 (第5条関係)

財政課長
人事課長
企画調整課長
県民生活文化課長
青少年・男女共同参画課長
健康福祉政策課長
こどもみらい課長
障害福祉課長
商工政策課長
労政・能力開発課長
農林水産政策課長
監理課長
防災危機管理課長
消防保安課長
観光企画課長
エネルギー開発振興課長
会計管理課長
東青地域県民局地域連携部長
中南地域県民局地域連携部長
三八地域県民局地域連携部長
西北地域県民局地域連携部長
上北地域県民局地域連携部長
下北地域県民局地域連携部長
病院局運営部長
教育庁教育政策課長
警察本部総務事務推進課長

(3) 青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例

平成13年3月26日
青森県条例第1号

(設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会の形成（以下「男女共同参画社会の形成」という。）の促進を図るとともに、健やかに子どもを生き育てる環境づくりを推進することにより、将来の社会を担う子どもの人権が尊重されることを旨として、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たし、連携して子育てを支援していく社会の形成（以下「子育て支援社会の形成」という。）の促進を図るため、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを設置する。

2 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県男女共同参画センター	青 森 市
青森県子ども家庭支援センター	青 森 市

(業務)

第2条 青森県男女共同参画センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画社会の形成に関する総合相談に関すること。
- 二 男女共同参画社会の形成に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 男女共同参画社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 男女共同参画社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な業務

2 青森県子ども家庭支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 子育て及び家庭に関する総合相談に関すること。
- 二 子育て及び家庭に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 子育て支援社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 子育て支援社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 子育て支援社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 子育て支援社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他子育て支援社会の形成の促進に関し必要な業務

(使用の承認)

第3条 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別な理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第5条 知事は、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理運営上支障があると認めるときは、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を制限することができる。

(委任)

第6条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第16項までの規定は、規則で定める日から施行する。
（平成18年規則第6号で平成18年4月1日から施行）

附 則（平成26年条例第14号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

1 イベントホール

区 分		金額（1時間につき）	
		特定活動のために使用する場合	特定活動以外のために使用する場合
入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合		1,330円	2,670円
入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合	最高額が1,000円未満のとき	1,730円	3,470円
	最高額が1,000円以上2,000円未満のとき	2,000円	4,000円
	最高額が2,000円以上3,000円未満のとき	2,400円	4,800円
	最高額が3,000円以上のとき	2,670円	5,340円

2 研修室等

区 分	金額（1時間につき）	
	特定活動のために使用する場合	特定活動以外のために使用する場合
大 研 修 室 1	510円	1,020円
大 研 修 室 2	510円	1,020円
小 研 修 室 1	190円	380円
小 研 修 室 2	190円	380円
小 研 修 室 3	165円	330円
和 式 研 修 室	115円	230円
保 健 指 導 室	390円	780円
調 理 実 習 室	280円	560円
工 作 室	250円	500円
講 師 控 室	125円	250円

備考 この表において「特定活動」とは、男女共同参画社会の形成又は子育て支援社会の形成の促進を図ることを目的として行う活動で知事が認めるものをいう。

(4) 青森県附属機関に関する条例(抜粋)

昭和36年1月5日
青森県条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第2条 県に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(法令で設置された附属機関の組織等)

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関(第3項に規定するものを除く。)の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

1 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第2項の規定により、青森県麻薬中毒審査会は、知事が同法第58条の8第3項の規定により措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置かれるものとする。

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「新認定こども園法」という。)第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関は、青森県子ども・子育て支援推進会議とする。

(会長等)

第4条 会長、委員長又は本部長(以下「会長等」という。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第1及び別表第2の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県行政不服審査会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会(以下「社会福祉審議会」という。)、青森県介護保険審査会、青森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会(以下「土地利用審査会」という。)、青森県都市計画審議会(以下「都市計画審議会」という。)、青森県開発審査会、青森県建築審査会及び青森県建築士審査会の会議は、必要に応じて会長(青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあっては、委員長)が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議(以下「防災会議」という。)及び青森県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の会議を除くほか、会議は、委員等(青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関係のある専門委員、青森県交通安全対策会議(以下「交通安全対策会議」

という。)の会議の場合は委員及び議事に関係のある特別委員、青森県消費生活審議会(以下「消費生活審議会」という。)、青森県青少年健全育成審議会、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会(以下「国土利用計画審議会」という。)及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 会議(防災会議及び防災本部の会議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第12条第6項及び第13項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもって決する。
- 5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(青森県男女共同参画審議会の部会)

- 第9条 青森県男女共同参画審議会に、青森県男女共同参画推進条例(平成13年7月青森県条例第50号)第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項を調査審議するため、苦情等部会を置く。
- 2 苦情等部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、三人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、一人とする。
 - 3 苦情等部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 前項の部会長は、苦情等部会の事務を掌理する。
 - 5 第3項の部会長に事故があるときは、苦情等部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
 - 6 苦情等部会の議決は、これをもって青森県男女共同参画審議会の議決とする。

(部会等)

第30条 法令に別に定めのあるもの及び第8条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和36年2月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条、第5条関係)(抜粋)

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県男女共同参画審議会	青森県男女共同参画推進条例第8条第3項の規定によりその権限に属させられた事項、同条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	15人以内。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。	2年	委員の互選

(5) 青森県男女共同参画審議会 委員名簿

任期：平成30年2月26日～平成32年2月25日

分野	氏名	役職等	備考
学術研究等	日景 弥生	弘前大学教授	
	高山 貢	青森中央学院大学教授	
	清水 和秀	弁護士	
産業・労働	小笠原 裕	一般社団法人青森県経営者協会専務理事	
	櫻庭 洋一	青森県商工会議所連合会常任幹事	
	鈴木 パティ	日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長	
	竹林 鶴子	青森県VIC・ウーマンの会副会長	
	富塚 リエ	青森労働局雇用環境・均等室長	
医療・福祉・教育	松沼 光男	株式会社青森ダイハツモーターズ代表取締役社長	
	益城 妃富	社会福祉法人青森社会福祉振興団理事	
	富山 月子	公益社団法人青森県医師会常任理事	
地域・団体	奈良 親芳	青森県高等学校長協会人権教育委員会委員長 (青森県立浪岡養護学校長)	
	千田 晶子	青森県男女共同参画推進協議会副会長	
	三上 友子	株式会社I・M・S代表取締役	
	山川 若奈	主婦兼クラシックバレエサークル運営・指導	

(敬称略)

平成30年2月26日現在

(6) 男女共同参画の推進に関する年表

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1975 (昭 50)	国際婦人年 (目標：平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976～1985	国連婦人の十年 (目標：平等、発展、平和)		
1977 (昭 52)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	4月 婦人行政の窓口を生活福祉部児童家庭課に設置
1979 (昭 54)	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採決		5月 「青森県婦人問題対策推進委員会」設置
1980 (昭 55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) 「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択		4月 婦人行政の総合調整窓口として企画部に青少年婦人室を設置 5月 「青森県婦人行動計画」策定 6月 「青森県婦人問題行政連絡会議」設置 11月 「青森県女性団体連絡会」設立
1981 (昭 56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	4月 青少年婦人室が企画部から生活福祉部に移管 6月 「青森県婦人行動計画推進計画」策定
1985 (昭 60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	7月 「国連婦人の十年」世界会議NGOフォーラムに県内の女性2名を派遣
1986 (昭 61)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	3月 青森県婦人問題対策推進委員会が「青森県の婦人対策に関する提言」を知事に提出 12月 「青森県長期総合プラン」に重点施策として婦人政策が位置付けられる
1987 (昭 62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (平元)			7月 「新青森県婦人行動計画」策定
1990 (平 2)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平 3)		「育児休業法」公布	
1992 (平 4)		初代婦人問題担当大臣の設置	
1993 (平 5)			4月 青少年婦人室から青少年女性課へ改組
1994 (平 6)		男女共同参画室・男女共同参画審議会 (政令)・男女共同参画推進本部設置	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1995 (平7)	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	9月 第4回世界女性会議NGOフォーラムに県内女性10名を派遣
1996 (平8)		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	4月 青少年女性課から女性政策課へ改組 「青森県婦人問題行政連絡会議」を「女性行政推進連絡会議」に改正 7月 「青森県婦人問題対策推進委員会」を「女性政策懇話会」に改正
1997 (平9)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	2月 「新青森県長期総合プラン」策定。男女共同参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置付けられる。 9月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
1999 (平11)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000 (平12)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定	1月 「あおり男女共同参画プラン21」策定 4月 女性政策課から男女共同参画課へ改組 「男女共同参画懇話会」に改正 「青森県女性行政推進連絡会議」を「男女共同参画推進連絡会議」に改正
2001 (平13)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	6月 「青森県男女共同参画センター」開館 7月 「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行 9月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立 11月 「青森県男女共同参画審議会」設置
2002 (平14)		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	4月 男女共同参画課から青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）へ改組 6月 「あおり男女共同参画プラン21改訂版」を策定
2003 (平15)		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	8月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施 10月 「青森県男女共同参画推進本部」設置

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2004 (平 16)		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	12月 県の基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が「5つの社会を実現するための仕組みづくり」に位置付けられる。
2005 (平 17)	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定
2006 (平 18)		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	4月 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始 4月 「青森県男女共同参画センター」に指定管理者制度導入 6月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更
2007 (平 19)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	3月 「あおり男女共同参画プラン21」を「新あおり男女共同参画プラン21」に改定 4月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事務を健康福祉部へ移管
2008 (平 20)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	12月 「青森県基本計画未来への挑戦」策定、男女共同参画の推進が4つの分野にまたがる重要な視点として位置付けられる。
2009 (平 21)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	1月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」改定 7月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
2010 (平 22)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2011 (平 23)	UN Women 正式発足 UN Women 日本国内委員会発足		
2012 (平 24)	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	2月 「新あおもり男女共同参画プラン 21」を「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21」に改定
2013 (平 25)	UN Women 日本国内委員会を国連ウイメン日本協会に名称変更	女性の活躍を主な柱のひとつとして位置づけた「日本再興戦略」閣議決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」公布	12月 「青森県基本計画 未来を変える挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画全体を着実に進めていくための取組として位置付けられる。
2014 (平 26)	国連アジア太平洋経済社会委員会 (E S C A P) においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況についてレビューを実施 安倍総理は、世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、2020 年まで、指導的地位にいる人の 3 割を女性にする旨、宣言	186回国会安倍内閣総理大臣施政方針演説において、①全ての女性が活躍できる社会を創る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核である。②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を 28 年度から、全体で 3 割にすると発表 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針決定	3月 「第 3 次青森県 D V 防止・被害者支援計画」改定
2015 (平 27)	第 5 9 回国連婦人の地位委員会 (C S W) ・北京 + 2 0	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立	10月 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施
2016 (平 28)		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律完全施行 女性活躍加速のための重点方針 2016 策定 女性の活躍推進のための開発戦略策定	
2017 (平 29)			2月 「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21」を「第 4 次あおもり男女共同参画プラン 21」に改定

本書は、青森県男女共同参画推進条例に基づく年次報告書として、本県における男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめたものです。

平成29年度版
青森県の男女共同参画の現状と施策
平成30年3月

編集・発行 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課
住 所 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1
電 話 017-734-9228
F A X 017-734-8050
E-m a i l seishonen@pref.aomori.lg.jp

※ この印刷物は、650部作成し、印刷経費は、1部あたり105.84円です。